ディスクロージャー

DISCLOSURE 2018

JAえちご上越の現況

えちご上越農業協同組合

はじめに

日頃、皆様には格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。
ＪＡえちご上越は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて利用者のためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー　2018」を作成いたしました。
皆様が当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。
今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年６月　えちご上越農業協同組合

（注）本冊子は、農業協同組合法第 54 条の３に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

CONTENTS　目　次

1.　経営方針　P 1
2.　経営管理体制　P 2
3.　事業の概要　P 2
4.　事業活動のトピックス　P 6
5.　農業振興活動　P 7
6.　地域貢献活動　P 7
7.　リスク管理の状況　P 9
8.　自己資本の状況　P17
9.　主な事業の内容　P17

【経営資料】
Ⅰ．決算の状況
1.　貸借対照表　P23
2.　損益計算書　P24
3.　注記表　P25
4.　剰余金処分計算書　P31
5.　部門別損益計算書　P32
Ⅱ．損益の状況
1.　直近の５事業年度の主要な経営指標　P34
2.　利益総括表　P34
3.　資金運用収支の内訳　P35
4.　受取・支払利息の増減額　P35
Ⅲ．事業の概況
1.　信用事業取扱実績
(1)　貯金に関する指標　P36
①　科目別貯金平均残高
②　定期貯金残高
(2)　貸出金等に関する指標　P36
①　科目別貸出金平均残高
②　貸出金の金利条件別内訳残高
③　貸出金の担保別内訳残高
④　債務保証見返額の担保別内訳残高
⑤　貸出金の使途別内訳残高
⑥　貸出金の業種別残高
⑦　主要な農業関係の貸出金残高
⑧　リスク管理債権の状況
⑨　金融再生法開示債権区分に基づく保全状況
⑩　元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況
⑪　貸出引当金の期末残高および期中の増減額
⑫　貸出金償却の額
(3)　内国為替取扱実績　P41
(4)　有価証券に関する指標　P41
①　種類別有価証券平均残高
②　商品有価証券種類別平均残高
③　有価証券残存期間別残高
(5)　有価証券等の時価情報等　P42
①　有価証券の時価情報等
②　金銭の信託の時価情報等
③　デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引
2.　共済事業取扱実績
(1)　長期共済新契約高・長期共済保有高　P42
(2)　医療系共済の入院共済金額保有高　P43
(3)　介護共済の介護共済金額保有高　P43
(4)　年金共済の年金保有高　P43
(5)　短期共済新契約高　P43
3.　農業関連事業取扱実績
(1)　買取購買品（生産資材）取扱実績　P43
(2)　販売品事業取扱実績　P44
(3)　保管事業取扱実績　P44
(4)　利用事業（生産施設）取扱実績　P44
(5)　加工事業取扱実績　P45

※本資料の記載金額は、原則として単位未満切り捨て表示しています。そのため、合計欄・増減欄等が一致しないことがあります。

ＪＡえちご上越のプロフィール
（平成 30 年２月末現在）

○ 名　　称　えちご上越農業協同組合
○ 本 店 所 在 地　新潟県上越市藤巻５番３０号
○ 設　　立　平成 13 年３月１日
○ 総　資　産　328,080 百万円
○ 出　資　金　7,920 百万円
○ 自己資本比率　15.65%
○ 組 合 員 数　40,468 人
　　正組合員：17,744 人
　　准組合員：22,724 人
○ 事　業　所　本店・24支店・1 出張所
○ 役　員　数　経営管理委員：36 名
　　理　　事：４名
　　監　　事：３名
○ 職　員　数　1,187 名　（うち正職員：706 名、臨時職員等：481 名）

CONTENTS　目 次

4. 生活その他事業取扱実績
(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績 P45
(2) 利用事業（生活施設）取扱実績 P45
(3) 福祉事業取扱実績 P45
(4) 介護事業取扱実績 P46
5. 指導事業実績 P46
Ⅳ. 経営諸指標
1. 利益率 P47
2. 貯貸率・貯証率 P47
3. その他経営諸指標 P47
Ⅴ. 自己資本の充実の状況
1. 自己資本の構成に関する事項 P48
2. 自己資本の充実度に関する事項 P50
3. 信用リスクに関する事項 P51
4. 信用リスク削減手法に関する事項 P54
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 P55
6. 証券化エクスポージャーに関する事項 P55
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 P56
8. 金利リスクに関する事項 P56
Ⅵ. 連結情報
1. グループの状況
(1) グループの事業系統図 P58
(2) 子会社等の状況 P58
(3) 連結事業概況 P58
(4) 直近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標 P59
(5) 連結貸借対照表 P60
(6) 連結損益計算書 P61
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書 P62
(8) 連結注記表 P63
(9) 連結剰余金計算書 P69
(10) 連結ベースのリスク管理債権残高 P69
(11) 連結ベースの事業別経常収益等 P69
2. 連結自己資本の充実状況
(1) 自己資本の構成に関する事項 P71
(2) 自己資本の充実度に関する事項 P73
(3) 信用リスクに関する事項 P74
(4) 信用リスク削減手法に関する事項 P77
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 P78
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項 P78
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項 P78
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 P79
(9) 金利リスクに関する事項 P80
【財務諸表の正確性等にかかる確認】 P81
【ＪＡの概要】
1. 機構図 P82
2. 役員構成 P83
3. 組合員数 P83
4. 組合員組織の状況 P84
5. 特定信用事業代理業者の状況 P85
6. 地区一覧 P85
7. 沿革・あゆみ P85
8. 店舗等のご案内 P85
【法定開示項目掲載ページ一覧】 P87

1．経営方針

経営理念

「こころ耕し、いのち育む。」

私たちＪＡえちご上越は、食を通じて「いのち」の源である農業と今までも、そしてこれからも真摯に向き合い、組合員・地域の皆さまと共に農業の大切さを次代につなげていくことが使命だと考えます。

また、地域の人々が豊かなくらしを送るには、皆で協力し合い助け合っていくことが必要です。組合員・地域の人々が手をとり合い、地域の未来を切り拓いていくために、協同の精神を育むことが大切なのではないでしょうか。

ＪＡえちご上越は、協同の精神を常に心に刻み、いのちを育む活動を続けていきます。

中期３カ年基本目標（ＪＡえちご上越が掲げること）

「農を守り・育て、地域とともに未来を築こう」

農を守り・育てる

◇農業生産の拡大
◇農業者の所得増大
◇農業を応援し、農の魅力を伝え育む

くらしを守り・育てる

◇地域活性化とくらしを守る事業活動の展開
◇健康で安心できる地域づくり

協同の精神を守り・育てる

◇組合員・地域とのつながり強化
◇農業の発展・地域活性化に貢献できる経営管理の確立・実践
◇意識改革と人づくり

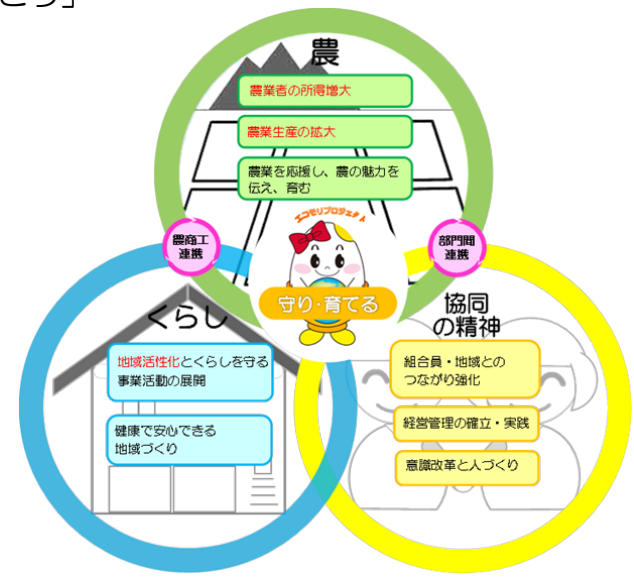

向こう３カ年（平成 28 年度～平成 30 年度）「農を守り・育て、地域とともに未来を築こう」を基本目標として、組織・事業運営の改革を進め、組合員・地域住民の皆様の期待と信頼にこたえられるＪＡを目指してまいりますので、一層のご理解とご支援をお願いいたします。

JA 自己改革の取組み

私たちは「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の３つの目標を掲げ、平成 31 年３月までに成果を上げることを目指し、農業・地域を支える大きな役割を果たす組織として自己改革を進めています。

自己改革について、十分な結果が残せるように、私たちは「自己改革工程表」を策定し、その具体策を各事業年度の計画に盛り込んで進めております。

まだまだ、組合員の皆さまの期待・要望に、十分応えきれていない部分は多いと思いますが、これからも皆さまの声を聞き、真剣に議論して確かな方向性を見出し、協同組合としての自己改革を進めていきます。

2．経営管理体制

経営管理委員会

平成 16 年５月開催の第３回通常総代会にて経営管理委員会制度の導入が承認され、翌年５月の第４回通常総代会で 36 名の経営管理委員が選任され、即日、経営管理委員会制度へと移行しました。なお、平成 29 年５月に開催した第 16 回通常総代会で５期目の経営管理委員が選任されています。

経営管理委員会の導入に際しては、管内の意見・要望を広く取り入れるため、旧・理事会制度の定数から増加（30 名から 36 名へ）させること、女性の社会参画を促進するために女性経営管理委員の就任を促進すること、経営執行の硬直化を防ぐとともに活性化を図るため定年制度を導入することなどが決められました。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで選任担当を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

理事会

経営管理委員会制度導入後の理事会では、経営管理委員会で決められた組織運営の基本的な事項を、日常の業務として細部に亘り執行しています。経営管理委員会会長を除く全員が非常勤である経営管理委員会が基本的に２ヵ月に１度の開催に対し、理事者全員が常勤である理事会では、開催が比較的容易となるため、迅速で機動的な組織運営が可能となりました。

理事は４名選任されており、信用事業については、金融共済担当常務理事１名が業務を執行しています。また、金融資産の総合的な管理を目的としたＡＬＭ委員会の構成員として、理事長・専務理事・金融共済担当常務がリスク管理の把握に努めています。

監事会

総代会で選任された３名で構成されています。常勤監事の他、員外監事及び学識経験監事を配しており、ＪＡの多様な事業に対して報告を求め、業務と財産の状況を調査しています。

3．事業の概要

直近の事業年度における事業の概況

農業・ＪＡを取り巻く情勢では、国は農政改革の名のもとに生産調整の見直しや、平成 31 年５月までを「改革集中推進期間」とした農協改革を推進しています。

こうした中、当ＪＡにおいては、第５次中期３カ年計画の中間年度として「農を守り・育て、地域とともに未来を築こう」を基本目標に、農業者の所得増大と農業生産の拡大、地域活性化の実現を目指し自己改革に取組んでまいりました。

また、平成 30 年産からの生産調整の見直しを見据えて、生き残れる産地を目指し生産者の所得確保に向け、行政・農業再生協議会等関係団体と連携して需要に応じた米生産のための情報提供・説明会等を実施し、生産者の方々との意見交換に基づき「平成 30 年産からのＪＡえちご上越米生産販売方針」を策定しました。

平成 29 年度決算は、保管・高齢者福祉事業で計画を上回ったものの、全体の事業総利益段階では計画を約３億円下回り、事業利益は８千９百万円（計画対比 35.5%）となりました。また、経常利益が３億１千５百万円（計画対比 64.9%）、当期剰余金では２億６千５百万円（計画対比 84.0%）となりました。

1　信用事業

農業メインバンクとして、担い手農業者や農業法人へ定期的に訪問活動を行い、多様化する農業者の資金ニーズの把握に努め、適切な資金対応に取組みました。

農業所得増大につなげる取組みとして、農業生産の拡大、６次産業化、販路拡大、地域活性化などに取組む担い手へ必要な資金を助成する「にいがた農業応援ファンド」の活用を営農経済部門と連携し進めました。

農業資金研修会の開催や農業金融プランナー、農業経営アドバイザーの資格取得に努め、担当者の対応力強化に取組みました。

生活メインバンク機能強化のため、利用者ニーズにあった情報提供や商品提案に努め、年金と定期貯金、住宅ローンと給与振込など、複合利用の提案により次世代層を含めた利用の拡大に取組みました。

県産農畜産物の消費拡大につながる取組みとして、あるるん畑・あるるんの杜、およびＡコープ等で利用できるクーポン券を進呈する「ほほ笑味定期貯金」を取扱いました。

年金振込者の増加を目的に、あるるん畑等で「年金相談会」を実施し、年金振込の新規・指定替え・予約推進を行い、2,482 名の方から振込指定をいただきました。
結果、貯金残高については 3,005 億６千４百万円（前年対比 102.3%）となりました。
住宅建築数の減少が影響し、住宅ローンの新規実行額および残高は２億円減少したものの、公金の新規貸出などにより貸出金残高全体では 13 億円増加しました。
結果、貸出金残高については 609 億５百万円（前年対比 102.2%）、貯貸率（期末残高）は 20.3%（前年度末 20.3%）となりました。
有価証券残高については、安全・安定運用から国債などの公共債を中心としながら受益証券の運用にも努め 116 億４千９百万円（前年対比 73.2%）、貯証率（期末残高）は 3.9%（前年度末 5.4%）となりました。
預金残高は、貯金残高の増加に伴い96億１千３百万円増加の2,200億８千５百万円（前年対比104.6%）、貯預率（期末残高）は 73.2%（前年度末 71.7%）となりました。
なお、当ＪＡの取扱っている金融商品については、17 ページから 20 ページを参照下さい。

２　共済事業

「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供を通じ、「加入内容説明」と「保障点検」による組合員・利用者への保障拡充に取組みました。
次世代層・未加入者への加入促進に向けて「アンパンマン交通安全キャラバン」を実施しました。
また、コンプライアンス点検を実施し、組合員・利用者目線での共済普及活動を徹底するとともに、共済金の迅速・適正な支払いにより満足度の向上を図りました。
健康管理・増進活動では、組合員を対象に健康教室の開催や人間ドックの助成を行いました。
長期共済新契約高は、1,133 億５千万円（前年対比 160.4%）となりました。一方、管内では高齢化の進展と人口流出が続いており、長期共済の保有高は 435 億８千万円減少の１兆 439 億３千万円（前年対比 96.0%）となりました。
短期共済新契約高掛金は、17 億６千５百万円（前年対比 99.0%）となりました。

３　経済事業

生産資材の供給高は、62 億９千３百万円（前年対比 98.3%）、生活物資の供給高 25 億８千万円（前年対比 102.8%）となり、購買品全体での供給高は 88 億７千３百万円（99.6%）となりました。以下、各部門での取組み状況です。

【生産資材】
生産コスト低減に向けた取組みとして、県下統一肥料「越後の輝き」３ 品目の取扱いと化成肥料の国産高度化成への品目集約、肥料・農薬の工場直送や自己取り件数の拡大に努めました。

【農業機械】
移動サービスカーの導入により現場即応力を強化しました。
農業経営サポートセンターと連携し、コンバインオペレーター研修会を開催致しました。

【生活資材】
鳥獣被害対策への取組みとして、引き続き防護目的の電気柵の普及促進に努めました。

【あぐりフーズ（食材・組織購買・農産加工）】
食材宅配では、利用者アンケートを実施し、魅力ある食材の提供に努めるとともに、地域の農畜産物を取り扱いました。また、牧店舗ではあるるんの杜と連携し畜産品の取扱いを開始しました。組織購買では国内の農畜産物を主とした安全・安心な食品の提供を行いました。農産加工では、上越地域の農産物加工品の拡大に取組みました。

【自動車】
カーセンター上越や各整備工場の営業日を見直し、業務の効率化をはかりました。また、技術者育成を目的とした各種研修会への積極的参加や共済担当部署と連携した事故対応向上に向けた研修会を実施しました。

【給油所・ライフサービス】
石油事業では、美化・活性化コンテストへの参加や内部研修会の実施により利用者サービスの向上に努めました。また、灯油利用者台帳の活用により切れ目のない計画配送に努めました。
ＬＰガス事業では、保安業務の適正実施とともにＬＰガス無線式安全化システムの切替えに取組みました。

４　販売事業

29 年産米の仮渡金は、全国的に生産数量目標の削減や飼料用米を中心とした水田活用米穀の生産拡大により、需給調整が達成されたことから、28 年産に引き続き一定の引上げが図られました。また、早期に販売契約が進んだことから仮渡金の改定（追加払い）を 12 月に実施しました。
販売面では、ほぼ全量販売先との契約は終了しておりますが、東北・北陸の米主産県の作柄の影響もあり、

全般的に不足感が生じている中、早期の数量確保を図りたいことから引き合いは強くなっています。そのような販売環境において、30 産米以降に向け多用途な需要に応じた米づくりを進めるため、業務用等で既に一定の需要のある「こしいぶき」「つきあかり」「みずほの輝き」について、生産拡大推進大会の開催やＪＡ独自の複数年契約栽培を提案するなどの取組みを行いました。また並行して「えちご上越米」のブランド強化のため、求評懇談会の実施や実需者への営業活動を強化し販売促進に取組みました。

大豆は、長雨の影響から収穫時期が遅れたものの前年並み集荷量となりました。販売面では、国産大豆の需要に対して、全国的に生産拡大が進んだ影響もあり、販売はやや低調に推移しています。また、そばについても、長雨等の影響から実入りが悪く集荷量は平年を下回りました。ただ販売面では全国的な不作傾向であったことから平年と比較し、やや高値の取引となりました。

園芸部門については、全域統一重点品目のえだまめ、アスパラ菜、各営農センターで定めた８品目（アスパラガス、カリフラワー、山菜、バレイショ、かぼちゃ、サトイモ、ブロッコリー、ピーマン）を加え、３年目の取組みとなった加工用キャベツも生産拡大が進み、さらに、学校給食用野菜、雪下・雪室野菜の作付が拡大しました。

しかしながら、品目全体の販売金額は春先からの天候不順による出荷量の減少と前半の価格の低迷により、前年対比 90.4%となり、特にえだまめでは前年対比 83.8%となりました。中山間地域での所得確保では、山菜とくるみの集荷拡大を行いました。

「あるるん畑」では利用者組合の会員数が 753 会員となりました。長雨や台風などの影響による出荷時期の遅れや品質不良により出荷数量が伸び悩み、また、大雪による客数の減少もあり、販売金額は前年対比 99.6%の実績となりました。

「あるるんの杜」ではレストランメニュー、加工商品の提供を通じ上越野菜、雪下・雪室野菜等をＰＲし、食と農の情報発信に努めました。また、管内飼料用米を給餌した「米っしぃビーフ・ポーク」のＰＲ活動の一環として、地元料亭との合同イベントや都内レストランでの提供により畜産販売の強化を図りました。畜産農家の経営転換等がありましたが、生乳価格の見直し、素牛や牛肉相場の高騰が続いたことから畜産品の販売高は計画対比 115.9%となりました。

粗飼料は価格が安定していますが、穀物の高騰により飼料全体の高止まりが続いています。飼料費削減対策と飼料用米活用に向けて、破砕機の活用と供給を継続して取組みました。

販売品全体では、販売品販売高 116 億７千万円（前年対比 108.1%）となりました。

５　指導事業

【農家支援・営農振興】

行政と連携し、農地中間管理事業に取組み、担い手への農地の集積を行うとともに水田経営安定対策の加入促進やナラシ対策交付金の申請手続きを支援しました。

青色申告研修会を開催し、そのメリットや農業簿記システム活用の提案、記帳代行を通じ税務・経営支援を強化しました。また、行政と連携し経営支援のテーマごとに研修会を開催しました。

農作業安全対策の取組みとして、個人・法人における労災保険加入の推進、農作業事故防止のため各種研修会や、小型車両系建設機械やクレーン（5 トン未満）講習会（平成 28 年度より）を開催しました。

需給調整では、上越市・妙高市農業再生協議会と連携し、生産数量目標の達成、深掘（自主的取組参考値）の推進、ＪＡとも補償に取組みました。大豆、そば、飼料用米等の水田活用米穀と園芸品目等の作付けを図り、農家所得の確保に努めました。

平成 30 年産からの米政策の見直しにおける「需要に応じた米生産」と「所得向上」に向け、多収性品種の導入、高密度播種移植栽培等の多収・低コスト実証に取組み、「つきあかり」の栽培普及と「みずほの輝き」の生産拡大を進めました。

平成 29 年産米の状況は、６月上・中旬の低温と８月の少日照等が作柄に影響し、全体の上位等級比率は 82.9%、地帯別作況指数は 99%となりました。

また、穀物検定協会の食味ランキングでは、上越地区のコシヒカリが５年連続で最高の特Ａと評価されました。さらに、「安全・安心」「高品質・良食味」「安定生産・安定供給」のため、栽培履歴記帳・農業生産工程管理（ＧＡＰ）及び米の成分分析等にも取組むとともに環境保全型農業を推進しました。

大豆の栽培面積は 638.6ha で前年より 57.5ha 減少しました。６月の低温と登熟期の日照不足等により収穫時期が遅くなりましたが、収量・品質とも平年並みとなりました。

そばについては、中山間地を中心に 235.5ha が栽培されました。８月の降雨による湿害と 10 月下旬の台風による豪雨等により、被害を受けた圃場では低収量となりました。品質は小粒傾向でしたが上位等級比率は 82.7%になり昨年と比べてやや向上しました。

【生活活動】

食農教育活動として、大豆をテーマにして小学生親子を対象に「ちゃぐりん道場」を管内４地域で実施し、食と農に対する理解促進を図りました。また、学校や地域への出前講座を実施、「広がれ弁当の日」の取組み

として、季節の地場農産物を使用したレシピを配布しました。
　組合員・地域住民の健康寿命創造に向けて取組む「健康寿命 100 歳プロジェクト」として、厚生連病院・行政との連携により管内 4 地域で「元気もりもり教室」を開催し、延べ 238 名が参加し、健康維持増進を図りました。併せて、健康増進のための健脚ツアーを 2 回開催し、60 名の参加をいただきました。また、1 年に 1 回は総合健診をし、病気の早期発見・早期治療をするため、人間ドック受診のとりまとめを行い、約 600 名の方より受診いただきました。
　地域活性化の取組みとして、第 4 期女性大学「さくらカレッジ」の実施や、男性を対象とした料理教室を開催しました。また、独身男女の出会いの場を提供する「こころときめきイベント」を年 7 回行ったところ 16 組のマッチングができました。その中の一つとして 7 月には青年部・女性部よりご協力いただき、地場の野菜を使ったバーベキュー大会を実施し、管内農産物のＰＲも行いました。また、スポーツ大会を通じ、食・農・ＪＡ事業活動のＰＲを積極的に行いました。
　女性部活動では、各支部・地区の活動を活発に行うとともに、フレッシュミズ部会を再編し、あるるんの杜にてフリーマーケットを３回行い、仲間づくりに努めました。
　女性部「安全・安心な食生活推進委員会（食ネット）」では、食の安全・安心に関する学習会を行い、直売所や食育フォーラム等で一般消費者に向けて情報発信しました。

6　高齢者福祉事業

　介護保険事業・高齢者生活支援事業および、行政受託事業の介護予防事業を通じ、自助・互助・共助・公助がバランスよく機能し、安心して暮らせる地域づくりを進めるために、地域や組織に対する介護予防・福祉の研修会や講習会を実施しました。
　認知症についての理解を深めてもらうため職員のほか、町内や各種団体へ出向き、認知症サポーター養成講座、出張講座を開催しました。（サポーター累計 1,507 名、うち平成 29 年度取得 94 名）
　地域支え合い事業では、高田地区・直江津地区・三郷地区・津有地区を受託し介護予防事業に取組みました。
　介護技術の向上とサービスの平準化を図るため、介護技術研修会を実施し介護職員の交流や情報の共有を行い、ＪＡの強みを生かしたサービスの提供に努めました。

7　利用事業

【農業関連部門】
　農産物検査では、えちご上越米の円滑な流通を目指し適正かつ公正な検査を行いました。
　29 年産米は作況の影響から主食用米の集荷実績は 52 万 4 千俵となり、出荷契約対比で 94.9%となりました。検査実績については水田活用米穀、持帰り検査を含め 72 万 9 千俵になりました。
　共同乾燥調製施設については、「妙高はねうまカントリーエレベーター」を妙高市梨木に新設し、30 年産米からの取扱いを開始致します。小ロットの区分荷受けにも対応し、地域の特色を生かした「こだわり米」の販売促進に活用が期待されています。
【葬祭部門】
　組合員をはじめ利用者に満足いただける葬儀施行に努め、葬儀施行件数 1,102 件となり、このうちホールでの葬儀は 91%の利用となりました。
「虹の会」会員は 14,113 名となり、会報誌を年 2 回発行しました。会員参加型のイベントとして、4 ホール会場で終活フェアを行い 430 名の参加をいただきました。
　また、通夜料理の見直し、オリジナル生花祭壇の施行、メモリアルＤＶＤの取扱等、選んでいただけるセレモニーサービスを目指して満足度の向上に努めました。

8　宅地等供給事業

　各支店・ローン営業センター等と連携を図りながら、組合員の土地等に関する相談への対応を行い、売買・賃貸等について仲介による取引促進に取組みました。

組合の対処すべき重要な課題

＜農業者の所得増大に向けて＞
- 「えちご上越米」の販売対策強化
- 地産地消、6次産業化への取組み
- 生産コストの引き下げ
- 中山間地域等の地域活性化対策

＜農業生産の拡大に向けて＞
- 水田のフル活用による農地の維持
- 担い手対策、出向く体制の強化
- 園芸振興による生産・販売強化
- 園芸･畜産におけるブランドづくり

＜地域活性化に向けて＞
- ＪＡ事業を通じた暮らしへの貢献
- 地域コミュニティーの活性化
- 組合員とのつながり強化
- 広報活動の積極的展開

4．事業活動のトピックス

平成 29 年

3月
- 1 日　平成 29 年度 定期人事異動辞令交付式
- 20 日　第 12 回 あるるん畑利用組合通常総会
- 園芸拡大推進大会
- 23 日　ＪＡえちご上越みずほの輝き生産拡大推進大会
- 監事監査（決算期末帳簿等）（～4月 14 日）
- 27 日　第 16 回 女性部総代会
- 28 日　ＪＡえちご上越合併 15 周年記念「感謝の夕べ」（月岡温泉）
- 30 日　第１回 理事会
- 31 日　第１回 経営管理委員会

4月
- 3 日　平成 29 年度 新採用職員入組式
- 4 日　支店協同活動委員会委員長会議
- 6 日　第 14 回 助けあい組織総会・研修会
- 8 日　経済部「春の大感謝祭」
- 10 日　ＪＡ全国監査機構期末監査（～14 日）
- 14 日　第１回 監事会
- 20 日　地域別農家組合長・総代合同会議（～21 日）
- 26 日　県常例検査
- 28 日　第２回 経営管理委員会
- 第２回 理事会
- 第２回 監事会

5月
- 21 日　第11回 ＪＡえちご上越杯ママさんバレーボール大会
- 29 日　第３回 理事会
- 第３回 監事会
- 30 日　第 16 回 通常総代会
- 第３回 経営管理委員会
- 第４回 経営管理委員会
- 第４回 理事会
- 第４回 監事会

6月
- 14 日　青年部本部総会
- 17 日　農家組合長研修会
- 25 日　第 14 回 ＪＡえちご上越旗争奪幼年野球大会
- 30 日　第５回 理事会
- 第５回 監事会

7月
- 11 日　生活文化活動「夢は牛のお医者さん」上映会（～14 日）
- 12 日　女性大学「さくらカレッジ」４期生入学式
- 14 日　ＪＡえちご上越米 求評懇談会
- 20 日　常勤役員による担い手訪問（～８月９日）
- 22 日　あるるんの杜１周年感謝祭（～23 日）
- 28 日　第６回 理事会
- 第６回 監事会
- 31 日　第５回 経営管理委員会

8月
- 3 日　女性部本部役員と経営管理委員・理事との懇談会
- 17 日　監事監査（上期仮決算期中帳簿）（～24 日）
- 第７回 理事会
- 25 日　第７回 監事会
- 30 日　第８回 理事会
- 第８回 監事会

9月
- 4 日　平成 29 年産米 初検査（吉川区梶倉庫）
- 14 日　第９回 監事会
- 16 日　第６回 ＪＡえちご上越杯小学生バレーボール大会
- 28 日　第９回 理事会

10月
- 7 日　第 17 回新米まつり
- 14 日　農協まつり開催（～11 月 12 日：全 16 会場）
- 経済部ＪＡまつり
- 16 日　ＪＡ全国監査機構期中監査（～20 日）
- 27 日　第 10 回 理事会
- 31 日　第６回 経営管理委員会

11月
- 1 日　監事監査（資産査定）（～15 日）
- 16 日　監事監査（10 月末仮決算期中帳簿）（～24 日）
- 19 日　第 16 回女性部活動発表交流会
- 30 日　第７回 経営管理委員会
- 第 11 回 理事会

12月
- 15 日　第 10 回 監事会
- 27 日　第 12 回 理事会
- 28 日　第８回 経営管理委員会

平成 30 年

1月
- 10 日　第 13 回 理事会
- 16 日　地域別農家組合長会議（～17 日）
- 19 日　第 11 回 監事会
- 27 日　平成29年度 集落懇談会（～2月9日：全418会場）
- 29 日　監事監査（資産査定）（～２月９日）
- 31 日　第 14 回 理事会

2月
- 5日　ＪＡ全国監査機構期中監査（～9日）
- 16 日　第 12 回 監事会
- 27 日　第 15 回 理事会
- 28 日　第９回 経営管理委員会
- 第 13 回 監事会
- ＪＡ全国監査機構期末監査
- 監事監査（期末棚卸）

5．農業振興活動

ＪＡえちご上越では、以下の取組みを進めています。

高品質・良食味米の生産

平成 29 年産米の状況は、６月上・中旬の低温と８月の少日照等が作柄に影響し、全体の上位等級比率は 82.9%、地帯別作況指数は 99%となりました。また、穀物検定協会の食味ランキングでは、上越地区のコシヒカリが５年連続で最高の特Ａと評価されました。

担い手農業者育成

農業経営サポートセンターを中心に、各部門と横断的に連携しながら担い手の経営支援に取組んでいます。担い手の事務軽減を図るため「農業簿記記帳代行」、農作業労働災害の防止と発生後の労災保険のため労働保険事務受託を行いました。

また、営農部門だけではなく、農業融資の相談機能の強化や、生産資材の大口利用奨励金の設定など多面的な支援を行いました。

安全・安心な農産物と食生活

「安全・安心」「高品質・良食味」「安定生産・安定供給」のため、栽培履歴記帳・農業生産工程管理（GAP）および米の成分分析等にも取組むとともに環境保全型農業を推進しました。

広報誌や地域コミュニティー誌では、安全・安心な農産物の生産・供給や食農教育、環境保全型農業に関することなどを特集し、多くの皆様より関心をいただきました。

また、安全・安心な食生活推進（食ネット）活動では、食の安全・安心の重要性を地域、家庭、次世代に伝えるため、各種イベント、学習会・研修会を行うなど、地域全体が食と農業の関わり合いに関心を持ち、地産地消に繋がるような運動を続けています。

6．地域貢献活動

社会貢献活動と地域貢献情報

1　地域の高齢化の支援

行政と「高齢者等見守り支援ネットワーク」の協定を締結し、職員が日常業務を通じて、地域における高齢者等の見守り支援を行っています。

休日でも気軽に介護福祉の相談ができる体制を整備したほか、行政やＪＡ厚生連と連携して、介護予防・生活支援事業を充実させています。

各地域の「助けあい組織」を通じて、施設ボランティアや高齢者宅への定期訪問、ふれあい集会の開催など、地域で健やかに暮らし続けられる支援を行っています。

2　教育・文化振興の支援

映画「夢は牛のお医者さん」の上映会を開催し、多くの組合員・地域の皆様からご鑑賞いただきました。上映会場において、病気や災害などで親を亡くした子どもたちを支える「あしなが育英会」を支援するための募金箱を設置し、皆さまからお寄せいただいた募金 32 万 5,880 円を寄付させていただきました。

食農教育活動として、学校や地域と連携し食に関する出前講座を開催し、農畜産物に関する情報を提供しました。また、小学生を対象とした体験教室「ちゃぐりん道場」を開催し、収穫体験や地場農産物を活用した料理実習を通じ、食と農に対する理解を深める取組みを進めています。

3　地域を支えるボランティア活動

組合員とその家族や地域の方々がお互いに力を合わせ、助け合いを通して安心して暮らせる心豊かな地域づくりを目指して、各地域の「助け合い組織」活動において激励絵手紙・声掛け安否確認・施設ボランティア等の活動を行っています。また、次代を担う地域の子供たちの安全確保の一助として、「こども 110 番」活動を継続して行っています。

当ＪＡは「消防団協力事業所」の認定を受けており、消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化にも寄与しています。

4　健康増進運動

地域全体の健康づくりの一助となるべく、ＪＡ厚生連・行政機関と連携した健康教室の開催や人間ドック受診者のとりまとめ・助成を行ったほか「ＪＡえちご上越旗争奪幼年野球大会」「ＪＡえちご上越杯小学生バレーボール大会」や「ＪＡえちご上越杯ママさんバレーボール大会」の開催等、様々な世代の多くの方々に参加いただきました。

5　地域社会づくり

健康で明るく豊かな地域社会づくりや地域の要望を取り入れた事業展開を目的とし、支店を中心に組合員や地域の皆さんと共に「支店協同活動委員会」を設置し、感謝祭・夏まつり、農政講演、文化活動など、地域の特色を活かした活動を各地で実施しました。

6　情報提供活動

広報誌「えちご上越」を毎月発行し、安全・安心な食に関する情報提供や地域の話題と青年部・女性部の活動を掲載しています。また、ディスクロージャー誌の発行、ホームページ・Facebook（フェイスブック）による情報提供や地域のコミュニティＦＭ局のラジオ番組に出演し、ＪＡでの取組み内容について積極的に情報を開示しています。

地域密着型金融への取組み

農業メインバンクとして、多様化する農業者の金融ニーズに対応できる融資担当者を育成し、農業融資体制の強化に努めています。また、営農経済部門との事業間連携体制を整備し、以下のようにＪＡの総合力を活かした対応を進めています。

・担い手農業者や農業法人への定期的な訪問活動の実践
・農業簿記システムを活用した記帳支援と税務申告および経営診断等の支援
・融資担当者、農業融資相談員の専門資格取得による対応力の強化

地域からの資金調達・資金供給

当ＪＡでは、組合員の皆様はもとより、上越市、妙高市・関連機関など、地域に関わる多くの方々の資金を、信頼のもとお預かりしています。

それを、資金を必要としている組合員を中心とした利用者の皆様にご融資し、生活向上・事業運営を金銭面から助力しています。農業専門金融機関としても、地域農業振興に対応できる各種資金の提供と融資相談機能を充実させ、組合員・利用者の皆様の豊かな生活創造に貢献しています。

また、総合事業を行っているＪＡだからこそ出来るトータルサービス等の提供はもとより、地域の利用者のご理解とご協力に対し、健康・福祉・環境・文化等の面で、感謝の意を少しでも還元できるような組織運営に努めています。

1　地域からの資金調達の状況

（単位：百万円）

区　　分	残　　高
組　合　員　等	250,692
そ　の　他	49,871
合　　計	300,564

2　地域への資金供給の状況

（単位：百万円）

区　　分	残　　高
組　合　員　等	49,548
地方公共団体	6,086
そ　の　他	5,270
合　　計	60,905

3　主な制度融資取扱状況

（単位：百万円）

種　　類	件数	残　　高	概　　要
日本政策金融公庫資金	189	1,282	農業に係る幅広い資金需要をカバーしている日本政策金融公庫の資金で、ＪＡが窓口となり、長期・低利で貸し付けます。
農業近代化資金	74	338	施設・設備の近代化や規模の拡大等に対し、行政の利子補給によりＪＡが低利で農業者に貸し付けます。

7．リスク管理の状況

総合リスク管理方針

当ＪＡは、組合員・利用者の皆様に安心してＪＡを利用していただくために、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると認識しています。

そのために、内部統制の４つの目的である「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「法令遵守」、「資産の保全」に関する内部統制の整備構築とその運用を基に、部署単位に発生するリスクはもとより、ＪＡ全体に係るリスクを総合的に管理し、健全かつ適正な業務運営を行うための態勢を整備しています。

また、この総合リスク管理方針に基づき、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理にとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理等を通じてリスク管理態勢の充実・強化に努めています。

１．リスク管理の対象範囲

本方針で管理するリスクとは、リスクの把握・コントロールまで含めた広義の意味であり、内部統制ならびにコンプライアンスを包含したリスクマネジメントを行うことです。

従って、内部統制、情報セキュリティ、個人情報保護、不祥事未然防止、危機管理、信用事業のリスク管理、その他各事業損失リスク等を含むＪＡ全体のリスクを対象としています。

２．リスク管理の方法

⑴ リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行っています。

⑵ リスク量の計測が困難なリスク等については、その内容を定性的に分析し、内部統制の整備・運用をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化しています。

３．環境変化への対応

経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行うとともに、リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえでリスクコントロールを行っています。

４．方針の検証と見直し

経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実効性については不断の検証を行い、必要に応じてこの方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行います。

信用事業リスク管理の体制

金融市場の国際化や金融商品の複雑化など、信用事業は様々なリスクに直面しています。このような状況下で、いかに収益の向上と健全性の維持を図っていくのか、当ＪＡにおいても大きな課題となってきています。

そこで、個々のリスクを別々に管理するだけではなく、統括的にリスクコントロールをすることにより、組織全体として許容できるリスクなのかを判断し、機動的な組織運営につなげることを目標として、内部管理態勢の構築を進めています。

1　信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、四半期に一度開催する「ＡＬＭ委員会」を中心とした厳正な信用リスク管理体制を構築し、個別与信管理と与信ポートフォリオ管理の最適化に取組んでいます。

■　個別与信管理

個別案件の審査については、与信の原則（公共制・安全性・収益性・成長性・流動性）のもと、支店と総合リスク管理部が連携して審査基準に則った厳正な審査を行っています。また、大口与信については、ガバナンス強化の観点より「理事会」において分析・検討を行い、与信供与の可否を決定しています。与信実行後についても、返済に支障が出ている信用供与先に対しては、地域金融機関として貸出条件緩和などの措置をとり、再生支援と回収の両立に努めています。

■　与信ポートフォリオ管理

与信ポートフォリオ管理とは、個別与信が特定の業種などに集中することにより、一度に多額の損失を被るリスクを管理するもので、業種はもとより債務者別・格付別・使途別などの多面的な角度から信用リスクの状況を把握しています。

与信ポートフォリオ管理を有効的なものとするため、将来のリスク予想額を統計的に予測する基礎となる、過去の信用供与先の経営悪化や破綻などのデータベースの蓄積・整備を進めています。

■　資産の自己査定

自己査定とは、ＪＡの保有している資産について、その回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合を判定し、決算における適正な償却・引当に資するとともに、業務の健全かつ適正な運営を確保することを目的に行っています。

当ＪＡでは、「資産査定要領」「資産査定事務要領」に基づいて実施し、一次査定は支店を含めた業務担当部署が二次査定は総合リスク管理部が監査は監査部が行っており、資産の健全性確保に努めています。

２　市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

当ＪＡでは、市場リスクにおいても「ＡＬＭ委員会」を中心としたリスク管理態勢を構築しているほか、「余裕金運用規程」「余裕金運用取扱要領」において、運用対象・限度額・格付制限などを設け、収益力の向上に繋がる市場取引の実施とリスクコントロールの両立に努めています。

３　流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りリスクと市場流動性リスクからなります。資金繰りリスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。また、市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場において取引ができないため、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、資金繰リスクに対しては、運用・調達について「ＡＬＭ委員会」において月次の資金計画を作成し、それに沿って換金性の高い流動性資金を一定水準以上確保しています。また、市場流動性リスクに対しては、金利為替相場の見通しやリスク状況を勘案し、環境の変化を踏まえたリスク管理を行っています。

４　オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、事務・システム・人的・リーガル・有形資産などを要因とするもので、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は対外的な事象による損失を被るリスクのことです。

■　事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、事故・不正を行う、お客さまに対する説明義務などを怠るなどといった行為から発生するリスクです。当ＪＡでは、各事業規程を中心とした業務マニュアルを設定しているほか、業務研修会を開催して、事務水準の向上と正確性の確保に努めています。また、監査室において、規程・マニュアルに沿った事務を実行しているか、厳正な内部監査を実施しています。

なお、組合員等利用者からの相談・苦情等に対しては、迅速・公平かつ適切に対処するため、体制・役割等を定め、円滑な解決を図るとともに利用者に対する説明責任を果たし、業務の改善と利用者満足の向上に役立て、当ＪＡの業務への利用者の信頼性を確保することをめざしています。

■　システムリスク管理

システムリスクとは、当ＪＡが保持している情報の改ざんやシステムの不正使用・誤作動などにより損失を被るリスクです。組合員をはじめとした利用者の皆様の情報を処理し、サービスの向上を図るためにシステムを構築しており、コンピュータシステムの重要度は年々高まってきています。そのため、総務部にてネットワークシステムの管理を行うとともに、ＪＡ新潟電算センター・新潟県信用農業協同組合連合会などとシステムの安定化に努めています。

■ 人的リスク管理

人的リスクとは、労務問題や職場の安全環境などを原因とする損失に対するリスクです。総務部が中心となり、リスクの軽減に取組んでいます。

■ リーガルリスク管理

リーガルリスクとは、法令の制定・改正や判例の変更により、業務が法令に抵触しないか管理するものです。ＪＡグループとして、新潟県農業協同組合中央会や新潟県信用農業協同組合連合会などと連携して、随時法令に準じた定款・規程類の整備・周知を行い、リーガルリスクの軽減化に努めています。

■ 有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、自然災害やＪＡに対する犯罪行為（強盗など）により損害を被るリスクです。近年、金銭の絡む犯罪が多くなってきており、当ＪＡとしても看過できない状況になってきています。そこで、「災害等対応規程」などを設定し、リスクの削減に努めています。

内部監査体制

被監査部門から独立した監査部が、年度毎に理事会にて決定する「内部監査計画」などに基づいて、本店、支店・出張所、施設の内部監査を実施しています。定期または無通告で実施し、事務の正確性・合理性・効率性と財産の健全性について適正指導を行っています。監査結果・指摘事項とそれに係る各部門からの改善策は、理事会と経営管理委員会はもとより内部会議にて周知を図り、経営の信頼性の向上に取組んでいます。

内部統制整備に向けた取組方針

当ＪＡは、法令遵守の徹底による経営の信頼性確保と品質の向上を目指し、事業活動の目的達成のため、全役職員が一丸となって内部統制システム構築に取組み、併せてコンプライアンス体制の取組強化並びに業務の改善、効率化をめざします。

このため、下記の事項に関して内部統制基本計画を定め、内部統制システムの整備をめざします。

1．組合の内部統制が有効かつ効率的に機能するよう、組合組織の体制、活動、ＩＴを適切な仕組みに整備、全職員に周知徹底を図り運用する。
2．決算・財務報告などの重要なプロセスについて、業務の流れ、統制上の要点を可視化し、内部統制の整備状況を把握する。
3．内部統制の整備状況および運用状況について、適切に評価を実施し検討を行う。
4．組合全体の統制活動の評価、業務プロセスの評価を通じて抽出された改善点について継続的な業務活動の取組みを行う。

法令遵守の体制

1　コンプライアンスの基本方針

当ＪＡでは、社会的責任と公共的使命を果たし、地域金融機関として皆様から信頼いただける組織をめざし、組合自らの力によって、不公正な商慣習、問題ある取引慣行、違法行為、規程違反などを事前に発見し、主体的に解決するとともに、そうした事態が起こらないような組織体制を構築し、より一層倫理的な組織文化を構築することを目的に、コンプライアンス体制の整備に努めています。

2　コンプライアンス運営態勢

当ＪＡでは、コンプライアンスの基本方針を経営管理委員会にて決議するとともに、コンプライアンスの基本事項を「コンプライアンス規程」に定めています。また、理事長を委員長とする総合リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス態勢全般に係る企画・推進事項などを決定しています。

管理態勢については、理事長がコンプライアンス業務全般を統括し、総合リスク管理部が統括部門として苦情・相談などの管理業務を行っています。本店および各支店・出張所、施設には、コンプライアンス担当者を配置し、各業務をコンプライアンスの観点からチェックしています。

具体的な実行項目については、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を設定するとともに、各部署において「内部統制定例定着化会議」を開催し、業務毎の問題点を共有化して、職員全体の意識の向上に努めています。

3　コンプライアンス推進体制図

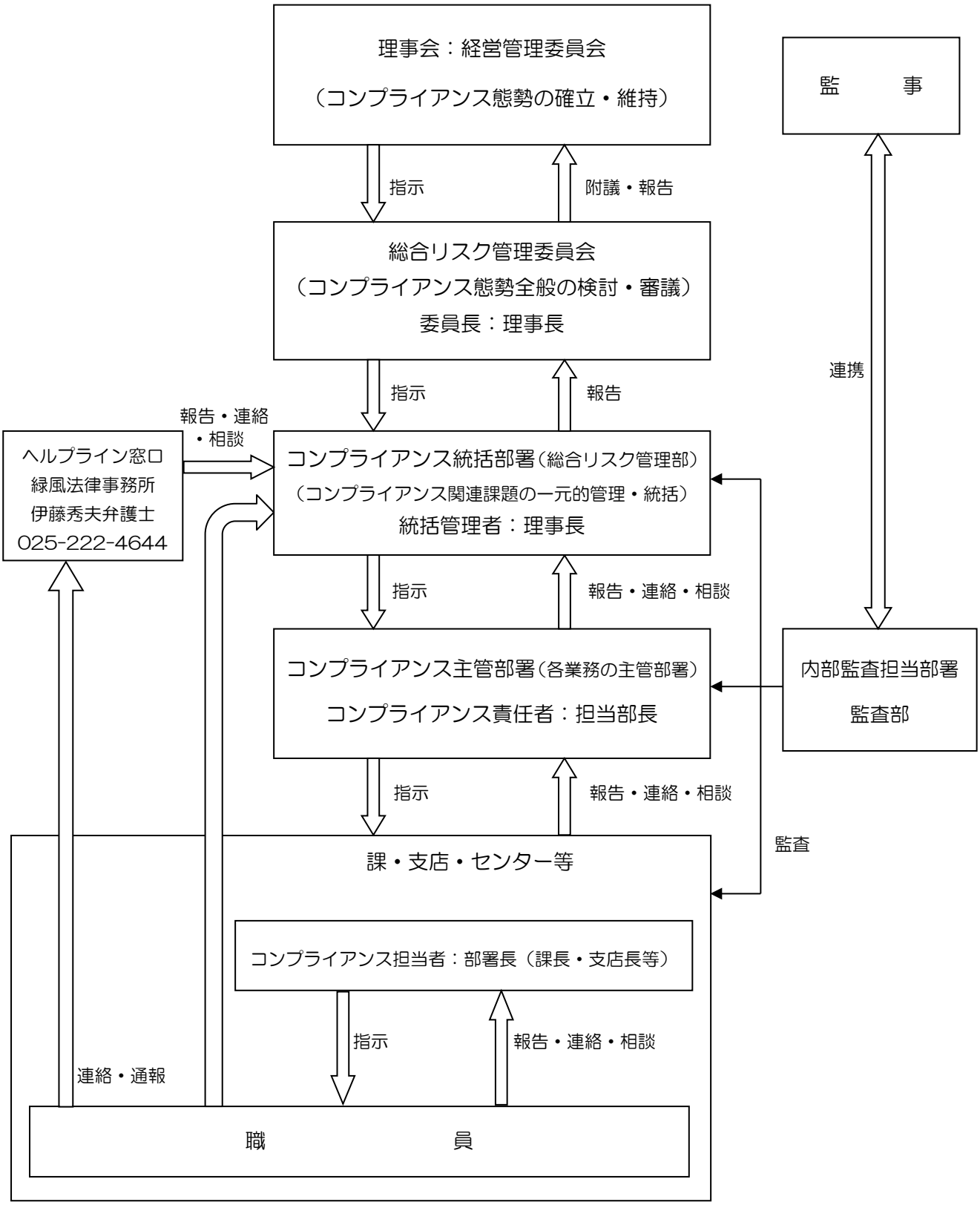

4　個人情報保護・顧客保護の取組み

当ＪＡでは、組合員・利用者の皆様の個人情報を大切な財産と認識し、適正な使用・管理を明示した「えちご上越農業協同組合個人情報保護方針」を策定し、ホームページへの掲載や店頭のポスター貼付などにより公表しています。職員に対しては、「個人情報取扱規程」を中心に個人情報の開示や苦情に係る規程を整備し、さまざまな機会において教育・指導を反復し、個人情報の適正な管理を行っています。

また、金融商品の高度化・複雑化にともない、元本割れリスクなどがある商品が多くなってきたことから、「ＪＡバンク利用者保護等管理方針」及び「金融商品の勧誘方針」を定め、それに沿った営業を行っています。

えちご上越農業協同組合個人情報保護方針

えちご上越農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1．関連法令等の遵守
当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第２条第１項、第２項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、番号利用法第２条第８項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2．利用目的
当組合は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3．適正取得
当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4．安全管理措置
当組合は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
個人データとは、保護法第２条第６項が規定する、個人情報データベース等（保護法第２条第４項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5．匿名加工情報の取り扱い
当組合は、匿名加工情報（保護法第２条第９項）の取り扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6．第三者提供の制限
当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われる場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7．機微（センシティブ）情報の取り扱い
当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8．開示・訂正等
当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
保有個人データとは、保護法第２条第７項に規定するデータをいいます。

9．苦情窓口
当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10．継続的改善
当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

えちご上越農業協同組合情報セキュリティー基本方針

えちご上越農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1．当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2．当組合は、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運営にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3．当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4．当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5．当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

えちご上越農業協同組合（以下「当ＪＡ」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていく。
なお、本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当ＪＡとの間で事業として行われるすべての取引」をいう。

1．利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2．利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3．利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4．当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5．当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

金融商品の勧誘方針

ＪＡえちご上越は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1．組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識・経験・財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2．組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4．電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5．組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6．販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

５　反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当ＪＡでは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引排除および窓口等への介入への対応に関し、当ＪＡ全体として対応を進めるべく、基本対応、態勢等に関する事項を定め、当ＪＡの健全な経営を確保します。
※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

えちご上越農業協同組合（以下「当ＪＡ」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成 19 年６月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。
また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）
当ＪＡは、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当ＪＡの特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を同時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。
（反社会的勢力等との決別）
当ＪＡは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
（組織的な対応）
当ＪＡは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
（外部専門機関との連携）
当ＪＡは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。
（取引時確認）
当ＪＡは、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。
（疑わしい取引の届出）
当ＪＡは、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

6　金融円滑化にかかる基本的方針

当ＪＡは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめ地域の皆様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、最も重要な役割のひとつとして位置づけ、組合員・利用者の皆様からのお借入れ条件の変更等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、組合員・利用者の皆様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、経営改善への取組みをご支援できるよう努めてまいりました。

「中小企業金融円滑化法」は平成 25 年３月末をもって期限を終了しましたが、引き続き真摯かつ丁寧に対応してまいります。

金融円滑化にかかる基本的方針

当ＪＡえちご上越（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1．当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2．当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
　また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3．当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
　また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4．当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5．当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
　また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6．当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
　具体的には、
　(1) 理事長以下、関係役職員を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
　(2) 信用・共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
　(3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7．当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融ＡＤＲ制度への対応

1　苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

（当ＪＡの苦情等受付窓口）

店舗番号	店舗名	電話番号	店舗番号	店舗名	電話番号	店舗番号	店舗名	電話番号	店舗番号	店舗名	電話番号
001	本店 金融共済部	025-527-2020	015	谷浜支店	025-546-2331	101	安塚支店	025-592-2019	302	新井支店	0255-72-2260
	金融課		025	富岡出張所	025-523-5330	110	浦川原支店	025-599-2331	307	泉　支店	0255-75-2322
002	和田支店	025-524-2701	027	上越支店	025-524-6444	120	大島支店	025-594-3346	312	中郷支店	0255-74-2033
003	中央支店	025-524-3930	030	三和支店	025-532-2311	202	はまなす支店	025-536-2283	313	板倉支店	0255-78-2311
005	春日支店	025-523-2885	035	清里支店	025-528-3131	211	大潟支店	025-534-3121	316	関山支店	0255-82-2002
010	有田支店	025-543-2661	040	牧　支店	025-533-6121	221	頸城支店	025-530-2321	320	妙高高原支店	0255-86-3121
011	八千浦南川支店	025-531-0717	051	名立支店	025-537-2211	231	吉川支店	025-548-2323			

上記店舗のほか下記の窓口でも受け付けます。

（信用事業）ＪＡﾊﾞﾝｸ 相談・苦情等受付窓口　　本店金融共済部　融資課（TEL025-527-2002）
（共済事業）ＪＡ共済 相談・苦情等受付窓口　　本店金融共済部　共済課（TEL025-527-2022）

なお、当 JA のほかご利用の皆さまからの相談・苦情等について、信用事業は新潟県 JA バンク相談所にて、共済事業は JA 共済相談受付センターでも受け付けております。

■ 信用事業
・新潟県ＪＡバンク相談所（TEL025-224-3100）
　受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

■ 共済事業
・JA 共済相談受付センター（TEL0120-536-093）
　受付時間：午前９時～午後５時（土日・祝祭日および 12 月 29 日から１月３日を除く）

2　紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

■ 信用事業
・新潟弁護士会示談あっせんセンター（TEL025-222-5533）
　受付時間：午前９時～午前 12 時　午後１時～午後５時
　月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
・東京弁護士会紛争解決センター（TEL03-3581-0031）
　受付時間：午前９時 30 分～午前 12 時　午後１時～午後３時
　月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
・第一東京弁護士会仲裁センター（TEL03-3595-8588）
　受付時間：午前 10 時～午前 12 時　午後１時～午後４時
　月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
・第二東京弁護士会仲裁センター（TEL03-3581-2249）
　受付時間：午前９時 30 分～午前 12 時　午後１時～午後５時
　月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）

下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。
東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という。）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める「現地調停・移管調停」という方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により共同して解決にあたります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※　現地調停、移管調停は、全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容については、新潟県ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合せください。

■ 共済事業
・一般社団法人　日本共済協会　共済相談所（TEL03-5368-5757）
・一般財団法人　自賠責保険・共済紛争処理機構（TEL0120-159-700）
・公益財団法人　日弁連交通事故相談センター（TEL0570-078325）
・公益財団法人　交通事故紛争処理センター（TEL03-3346-1756（東京本部））
・日本弁護士連合会　弁護士保険 ADR（TEL03-3580-9841）

8．自己資本の状況

自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取組んだ結果、平成 30 年２月末における自己資本比率は、15.65%となりました。

経営の健全性確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員からの普通出資金によっています。

◇　普通出資による資本調達手段

項　　目	内　　容
発行主体	えちご上越農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7,920 百万円（前年度 8,023 百万円）

自己資本比率の算出に際しては、「自己資本比率算出要領」「自己資本比率算出事務手続」に則り算出しており、信用リスク、オペレーショナル・リスクの適正管理、内部留保の積み上げなどにより、自己資本の充実に努めています。

１９年度以降、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、経営の健全性維持・強化を図っています。

9．主な事業の内容

組合の主要な業務の内容

1　信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業では、ＪＡ・信連・農林中央金庫という三段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

■　貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品一覧表

種　　類	特　　色	預 入 期 間	預 入 金 額
総合口座貯金	一冊の通帳に、普通貯金・定期貯金がセットでき、必要なときにお預かりの定期貯金から自動借入ができる口座です。		１円以上
普通貯金	出し入れ自由で、お財布代わりとして、公共料金などの自動支払、給与・年金などの自動受取口座として最適です。	出し入れ自由	１円以上

種　　類		特　　色	預 入 期 間	預 入 金 額
定期貯金	大口定期貯金	大口資金の高利回り運用に最適です。	１カ月～１０年	１千万円以上
	スーパー定期（単利型）	高利回り運用に最適です。	１カ月～１０年	１円以上
	スーパー定期（複利型）	高利回り運用に最適です。６カ月ごとに複利計算	３年～１０年	１円以上
	期日指定定期貯金	据置き経過後、いつでも引出しが自由です。（１カ月前までに通知が必要です。）	最長３年（据置き１年）	１円～300 万円未満
	変動金利定期	６カ月ごとにお預かり利率が変動します。	１年～３年	１円以上
定期積金		毎月の積立で貯める、積立貯金です。	６カ月～１０年	１回当り１千円以上
譲渡性貯金（NCD）		大口余裕資金の短期運用に有利です。	１カ月～５年	１千万円以上
当座貯金		当 JA の交付した小切手により即時払戻しができます。	出し入れ自由	１円以上
貯蓄貯金		預入金額に応じて、段階的に高い金利が付利されます。	出し入れ自由	１円以上
通知貯金		まとまった資金の短期運用向けの貯金です。	７日以上	５万円以上
財形貯金	一般財形貯金	勤労者の給料天引き貯金です。	３年以上	１回当り１円以上
	財形年金貯金	給料天引きで、年金で受取るタイプです。550 万円まで非課税	５年以上	１回当り１円以上
	財形住宅貯金	給料天引きで、住宅資金作りの積立貯金です。550 万円まで非課税	５年以上	１回当り１円以上

■　貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活関連資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

貸出商品一覧表

【農業関連資金】

種　　類	貸　出　先	資 金 使 途	融資限度額	融 資 期 間
農業生産資金	組合員で農業者等	農業経営に必要な資金	所要資金の範囲内（設備資金は原則事業費の 80%以内）	短期：１年以内 長期：15 年以内（据置期間含む）
アグリマイティー資金	組合員 農業者等	農業生産・農産物加工・地域活性化等	事業費の 100%以内	短期：１年以内 長期：原則 10 年以内、対象事業により最長 25 年以内（据置期間含む）
担い手支援資金（アグリ V）	ＪＡが担い手と認定した組合員等	【一般枠】 農畜産物の生産等農業経営に必要な設備資金および中・長期運転資金 【農地取得枠】 農地取得等に必要な資金	【一般枠】【農地取得枠】 2,000 万円以内 かつ事業費の範囲内	【一般枠】 １年～10 年以内（措置期間含む） 【農地取得枠】 １年～20 年以内（措置期間含む）
農機具ローン	満 18 歳以上でその他一定の条件を満たしている組合員	農機具等購入	1,800 万円以内 所要額の範囲内	１年～10 年以内（据置期間含む）
サポートＡ	組合員	農業経営に必要な運転資金	個人：1,000 万円以内 法人等：3,000 万円以内 所要額の範囲内	１年以内
農業近代化資金	農業者等	農業経営の近代化を図るために必要な設備資金	事業費の 80～100% 個人：1,800 万円以内 法人：２億円以内（一部例外あり）	15 年以内（据置期間含む）
上越市農林水産業振興資金	上越市農林水産業振興資金融資要項の定めによる			

〇ＪＡバンク利子補給
　農業設備・農地購入のため農業資金を借入された方を対象に、その借入負担金利の一部をＪＡバンク利子補給により軽減し、農業経営の安定化や効率化を支援しております。
〇保証料助成
　農業資金を借入された方を対象に、その借入に際し新潟県農業信用基金協会へ支払う保証料を「にいがた農業応援プログラム」により助成し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を支援しております。

【事業関連資金】

種　　類	貸　出　先	資 金 使 途	融資限度額	融 資 期 間
一般事業資金	組合員、事業者	事業運営資金	所要資金の範囲内	短期：１年以内 長期：35 年以内 （据置期間含む）
賃貸住宅資金	組合員	賃貸住宅の建設・増改築等の資金	所要資金の範囲内	35 年以内 （据置期間含む）
地方公共団体等資金	地方公共団体等	短期： 一般財政調整基金又は起債・補助金の繋ぎ資金 長期： 地方債等	短期： 一時借入金の最高額から現在借入額を差し引いた額以内、または確定した起債・補助金の範囲内 長期： 所要資金の範囲内	短期： １年以内 長期： 30 年以内
上越市制度融資	各制度融資要項の定めによる			
妙高市制度融資	各制度融資要項の定めによる			

【生活関連資金等】

種　　類	貸　出　先	資 金 使 途	融資限度額	融 資 期 間
住宅ローン	満 20 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	土地・住宅の購入、増改築、他行の借り換え	10 万円～5,000 万円以内	3 年～35 年以内 （据置期間含む）
リフォームローン	満 20 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	住宅の増改築等の住宅関連設備	10 万円～1,000 万円以内所要資金の範囲内	１年～１５年以内
フリーローン	満１８歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	生活に必要な資金（負債整理資金除く）	10 万円～300 万円以内かつ所要資金の範囲内	6 カ月～5 年以内
ブライダルローン「マリアージュ」	満１８歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	結婚に関する資金	10 万円～300 万円以内かつ所要資金の範囲内	6 カ月～5 年以内
教育ローン	満 20 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	就学子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育に関する資金	10 万円～1,000 万円以内かつ税込年収の範囲内	6 カ月以上 15 年以内（在学期間＋7 年 6 カ月以内） （据置期間含む）
マイカーローン	満１８歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用等	10 万円～1,000 万円以内かつ税込年収の範囲内	6 カ月～10 年以内
賃貸住宅ローン	満 20 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	賃貸住宅の建設・増改築等の資金	100 万円～4 億円以内所要資金の範囲内	1 年～30 年以内 （据置期間含む）
カードローン	満 20 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	生活に必要な一切の資金	極度額：50 万円以内 （10 万円単位）	2 年（自動更新）
ワイドカードローン	満 20 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	生活に必要な一切の資金	極度額：50 万円超～300 万円以内 （年収による制限有） （10 万円単位）	1 年（自動更新）
一般生活資金	組合員、個人	生活に必要な資金	５００万円以内 所要資金の範囲内	短期：1 年以内 長期：10 年以内 （据置期間含む）
教育資金	組合員、個人	就学子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育に関する資金	所要資金の範囲内	15 年以内 （在学期間＋9 年） （据置期間含む）

種　　類	貸　出　先	資 金 使 途	融資限度額	融 資 期 間
住宅資金	組合員、個人	土地・住宅の購入、増改築、他行の借り換え	所要資金の範囲内	35 年以内（据置期間含む）
上越市制度融資	各制度融資要項の定めによる			
妙高市制度融資	各制度融資要項の定めによる			
総合口座貸越（定期担保）	個人	定めない	担保とする定期貯金の９０%、かつ 300 万円以内	期間を定めない

■　**為替業務**

全国のＪＡバンクグループの店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗を為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や、手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできます。

【為替手数料一覧表】

			同一店内	当ＪＡ本支店宛	系統金融機関宛	他金融機関宛	
送 金 手 数 料				４３２円／件	４３２円／件	普通扱（送金小切手）６４８円	
振込手数料	窓口利用			文書・電信扱	文書・電信扱	文書扱	電信扱
		３万円未満	１０８円／件	２１６円／件	２１６円／件	６４８円／件	６４８円／件
		３万円以上	３２４円／件	３２４円／件	４３２円／件	８６４円／件	８６４円／件
	機械利用（ＣＤ・定額自動送金）						
		３万円未満	無料	１０８円／件	１０８円／件		２７０円／件
		３万円以上	無料	２１６円／件	３２４円／件		４３２円／件
	自動化機器（ＡＴＭ）利用						
		３万円未満	無料	１０８円／件	１０８円／件		２７０円／件
		３万円以上	無料	２１６円／件	３２４円／件		４３２円／件
	ＪＡネットバンク（パソコン・携帯電話）利用						
		１万円未満	無料	１０８円／件	１０８円／件		２７０円／件
		３万円未満	無料	１０８円／件	１０８円／件		２７０円／件
		３万円以上	無料	２１６円／件	３２４円／件		４３２円／件
	法人ＪＡネットバンク利用（振込・総合振込）						
		３万円未満	無料	無料	１０８円／件		３２４円／件
		３万円以上	無料	無料	１０８円／件		５４０円／件
代金取立手数料			同地交換 ２１６円／通	隔地間 ４３２円／通		普通扱 ６４８円／通	至急扱 ８６４円／通
その他の諸手数料			○送金・振込の組戻料　６４８円／件 ○取立手形組戻料　６４８円／通 ○取立手形店頭呈示料　６４８円／通 （ただし６４８円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。） ○不渡手形返却料　６４８円／通 ○地方税の収納機関への振込　４３２円／通 （ただし新潟県内分は無料とする。）				

（注）１．機械利用による振込とは、ＣＤ等による振込及び定額自動送金です。
２．ネットバンキングは、インターネット(パソコン・携帯電話)利用による振込です。
３．代金取立手数料の同地交換取立手数料は、担保・割引・商業手形に限り適用します。
４．本表の金額には、消費税および地方消費税の８％を含みます。

■ 国債窓口販売

国債の、窓口販売の取り扱いをしています。
国債窓販保護預かり口座管理手数料は無料です。

■ サービス・その他

当 JA では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また国債の保護預かり、全国の農協での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアーなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービス提供に努めています。

サービス・その他商品一覧表

種　　類		サービスの内容
キャッシュサービス	キャッシュカード	カードにより当ＪＡの本支店･出張所、店舗外キャッシュサービスコーナーはもちろん、全国のＪＡ店舗で入出金できます。 また全国の「ＭＩＣＳ」マークのある提携金融機関および郵便局、コンビニエンス・ストアーＡＴＭで貯金のお引き出しができます。ＡＴＭではお引出しに加えてお預入やお振込みなどが手軽にできます。
	法人キャッシュカード	カードによりお引き出し･お振込ができますので、経理事務の効率化にお役立ていただけます。
ＪＡカード		国内でも海外でもサインひとつでショッピングができます。また各種優待サービスもご利用になれます。 ＩＣキャッシュカード機能とクレジットカード機能が１枚になった便利なＪＡカード（一体型）もご用意しています。
為替サービス	内国為替	振込・代金の取立に、安全･確実･迅速にお応えする全国ネットサービスです。
	自動受取	年金・配当金等がご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。 お引出しは便利なキャッシュカードでお気軽にできます。
	給与振込	給料やボーナスがご指定の口座へ自動的に直接振り込まれます。また、企業にとっても資金運用の効率化や危険防止に役立ちます。
	定額自動送金	毎月決まった日にご指定の口座へ自動的に一定額をお振込します。 仕送りなどに便利です。
スウィング･サービス（貯蓄貯金振替サービス）		指定日に普通貯金の残高が一定額以上になると、自動的に有利な貯蓄貯金へお振替します。一度の手続で効率的運用ができるサービスです。
自動支払		公共料金や新聞購読料、税金・各種保険料・ローンの返済やクレジット決済などを貯金口座から自動的にお支払します。
ＮＢセンター代金回収サービス		県内の金融機関が業務提携して、お取引先の顧客(お客様)の売上代金や会費の集金などを、口座振替により安全かつ迅速に回収するサービスです
国債の口座管理		国債の券面は発行されず、国債の保有や取引は金融機関などに開設した国債の取引を行うための口座によって管理されます。 券面の紛失や偽造の心配がなく、購入、売却といった国債の取引は帳簿への記載によってなされ、取引関係なども明確です。
投資信託		たくさんのお客様から集められた資金を一つにまとめ、その資金を運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資を行い、これによって得た収益を投資したお客さまに還元する金融商品です。

２　共済事業

共済事業は、組合員をはじめ地域住民の生命・財産を守るため、「ひと･いえ･くるま」などを主な対象として、万一の事故や火災・自然災害等に備えた幅広い内容できめ細かな保障をしています。

生活保障点検により、一人ひとりのニーズにあった内容で、地域に密着した事業展開を図っています。

■ 主な共済の種類

終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、定期医療共済、介護共済、年金共済、傷害共済、建物更生共済、火災共済、自動車共済、自賠責共済、賠償責任共済

3　経済事業

経済事業は、農業生産や生活に必要な資材・物資を安価に提供しています。特に、農業用資材については、営農部門と連携して、適宜必要な商品を提案しています。

4　営農事業（活動）

営農事業は、農業生産者から全国の消費地へ安全・安心な農畜産物をお届けするとともに、農畜産物の適正価格での販売に努め、農業経営の安定と所得向上をめざして事業を行っています。

また、「地産地消」の取組みとして、ファーマーズマーケット（農産物直売所）を開設し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

さらに、農産物の保管（保管事業）や加工事業による農畜産物の付加価値の創造や、共同利用施設による生産コストの低減（利用事業）など、農業振興を幅広くカバーしています。

5　生活活動

生活活動は、男女共同参画運動や目的・趣味別講座を主とした女性部活動や食育と健康管理活動を主体とした啓蒙活動を行っています。

6　高齢者福祉事業

高齢者福祉事業は、地域の皆様がいつまでも住みなれたところで健やかに過ごせるよう、介護保険事業者として、居宅介護・訪問介護・通所介護事業などを行っています。

7　宅地等供給事業

宅地等供給事業は、JA が主体となった農村地域での宅地分譲や組合員の資産の有効活用の支援を行っています。

貯金者保護の取組み

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

1　「ＪＡバンクシステム」の仕組み

ＪＡバンクは、全国のＪＡ・信連・農林中央金庫（ＪＡバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆様に、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、ＪＡバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「ＪＡバンクシステム」を運営しています。

「ＪＡバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を２つの柱としています。

2　「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「ＪＡバンク基本方針」を定め、ＪＡの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいＪＡバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、ＪＡバンク全体で個々のＪＡの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

3　「一体的事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取組みをしています。

4　「貯金保険制度」

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

経営資料

Ⅰ 決算の状況

1 貸借対照表

（単位：百万円）

資産 科目	平成29年度（平成30年2月28日）	平成28年度（平成29年2月29日）	負債及び資本 科目	平成29年度（平成30年2月28日）	平成28年度（平成29年2月29日）
1．信用事業資産	295,301	288,436	1．信用事業負債	302,888	296,048
(1) 現　金	1,500	1,468	(1)貯　金	300,564	293,673
(2) 預　金	220,085	210,471	(2)借 入 金	1,285	1,347
系統預金	220,001	210,380	(3)その他の信用事業負債	1,038	1,027
系統外預金	83	91	未払費用	169	156
(3) 有価証券	11,649	15,904	その他の負債	868	870
国債	5,630	9,594	(4)保証債務	0	-
地方債	1,773	2,027	2．共済事業負債	2,362	2,518
政府保証債	1,017	1,211	(1)共済借入金	967	1,062
金融債	-	-	(2)共済資金	668	710
社債	817	711	(3)共済未払利息	11	13
株式	-	-	(4)未経過共済付加収入	703	722
受益証券	2,410	2,359	(5)共済未払費用	11	8
(4)貸 出 金	60,905	59,588	(6)その他の共済事業負債	0	0
(5)その他の信用事業資産	1,406	1,417	3．経済事業負債	931	788
未収収益	1,388	1,393	(1)経済事業未払金	815	579
その他の資産	18	23	(2)経済受託債務	93	188
(6)債務保証見返	0	-	(3)その他の経済事業負債	22	20
(7)貸倒引当金	△245	△412	4．設備借入金	167	210
2．共済事業資産	978	1,076	5．雑負債	541	471
(1)共済貸付金	969	1,065	(1)未払法人税等	15	21
(2)共済未収利息	11	13	(2)その他の負債	525	450
(3)その他の共済事業資産	1	2	6．諸引当金	2,678	2,779
(4)貸倒引当金	△3	△3	(1)賞与引当金	237	226
3．経済事業資産	3,608	3,656	(2)退職給付引当金	2,397	2,503
(1)受取手形	-	-	(3)役員退職慰労引当金	24	30
(2)経済事業未収金	1,185	1,166	(4)ポイント引当金	19	18
(3)経済受託債権	1,715	1,670	7．繰延税金負債	-	-
(4)棚卸資産	462	436	負債の部合計	309,568	302,816
購買品	374	370	1．組合員資本	18,305	18,204
販売品	10	9	(1)出資金	7,920	8,023
加工品	70	50	(2)利益剰余金	10,435	10,221
葬祭品	4	5	利益準備金	5,375	5,315
その他	1	1	その他利益剰余金	5,060	4,906
宅地等	-	-	米穀流通対策積立金	100	100
(5)その他の経済事業資産	263	401	高齢者福祉積立金	50	50
(6)貸倒引当金	△18	△18	高齢者対策積立金	100	100
4．雑資産	1,880	2,122	リスク管理積立金	740	670
5．固定資産	12,929	12,772	施設整備積立金	420	380
(1)有形固定資産	12,903	12,742	農畜産物販売対策積立金	260	230
建物	18,364	18,444	特別積立金	2,987	2,987
機械装置	5,022	5,001	当期未処分剰余金	403	389
土地	5,889	5,885	（うち当期剰余金）	265	256
建設仮勘定	614	5	(6)処分未済持分	△50	△40
その他の有形固定資産	4,165	4,092	2．評価・換算差額等	205	330
減価償却累計額	△21,152	△20,686	(1)その他有価証券評価差額金	205	330
(2)無形固定資産	25	29			
その他の無形固定資産	25	29			
6．外部出資	12,694	12,694			
(1)外部出資	12,694	12,694			
系統出資	12,076	12,076			
系統外出資	589	589			
子会社等出資	29	29			
7．繰延税金資産	686	591	純資産の部合計	18,511	18,534
資産の部合計	328,080	321,350	負債及び純資産の部合計	328,080	321,350

2　損益計算書

（単位：百万円）

科　目	平成29年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)	平成28年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1．事業総利益	7,103	7,228
(1)信用事業収益	2,877	2,882
資金運用収益	2,530	2,601
（うち預金利息）	1,324	1,283
（うち有価証券利息）	181	191
（うち貸出金利息）	799	903
（うちその他受入利息）	225	222
役務取引等収益	118	114
その他事業直接収益	84	51
その他経常収益	144	114
(2)信用事業費用	603	519
資金調達費用	148	159
（うち貯金利息）	134	144
（うち給付補填備金繰入）	5	5
（うち譲渡性貯金利息）	-	-
（うち借入金利息）	5	5
（うちその他支払利息）	3	4
役務取引等費用	30	30
その他事業直接費用	54	-
その他経常費用	369	328
（うち貸倒引当金繰入額）	-	-
（うち貸倒引当金戻入益）	△21	△33
（うち貸出金償却）	-	-
信用事業総利益	2,273	2,362
(3)共済事業収益	2,036	2,074
共済付加収入	1,889	1,911
共済貸付金利息	24	29
その他の収益	121	133
(4)共済事業費用	141	143
共済借入金利息	24	29
共済推進費	45	44
共済保全費	5	5
その他の費用	65	64
（うち貸倒引当金繰入額）	-	-
（うち貸倒引当金戻入益）	△0	△0
（うち貸出金償却）	-	-
共済事業総利益	1,894	1,930
(5)購買事業収益	9,378	9,409
購買品供給高	8,873	8,911
購買手数料	-	-
修理サービス料	458	448
その他の収益	45	48
(6)購買事業費用	7,842	7,852
購買品供給原価	7,298	7,294
購買品供給費	321	326
修理サービス費	18	17
その他の費用	205	214
（うち貸倒引当金繰入額）	-	-
（うち貸倒引当金戻入益）	△0	△4
（うち貸倒損失）	-	-
購買事業総利益	1,535	1,556
(7)販売事業収益	944	901
販売品販売高	316	301
販売手数料	504	472
その他の収益	123	127
(8)販売事業費用	557	577
販売品販売原価	204	206
販売費	258	244
その他の費用	94	126
（うち貸倒引当金繰入額）	0	1
（うち貸倒引当金戻入益）	-	-
（うち貸倒損失）	-	-
販売事業総利益	387	324
(9) 保管事業収益	231	256
(10)保管事業費用	74	72
（うち貸倒引当金繰入額）	-	0
（うち貸倒引当金戻入益）	△0	-
（うち貸倒損失）	-	-
保管事業総利益	157	183
(11)加工事業収益	518	537
(12)加工事業費用	416	426
（うち貸倒引当金繰入額）	-	0
（うち貸倒引当金戻入益）	△0	-
（うち貸倒損失）	-	-
加工事業総利益	101	111

科　目	平成29年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)	平成28年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
(13)利用事業収益	2,449	2,419
(14)利用事業費用	1,692	1,605
（うち貸倒引当金繰入額）	-	0
（うち貸倒引当金戻入益）	△0	-
（うち貸倒損失）	-	-
利用事業総利益	757	814
(15)宅地等供給事業収益	3	0
(16)宅地等供給事業費用	0	0
（うち貸倒引当金繰入額）	-	-
（うち貸倒引当金戻入益）	-	-
（うち貸倒損失）	-	-
宅地等供給事業総利益	2	0
(17)農用地利用調整事業収益	402	426
(18)農用地利用調整事業費用	394	418
（うち貸倒引当金繰入額）	-	-
（うち貸倒引当金戻入益）	-	-
（うち貸倒損失）	-	-
農用地利用調整事業総利益	7	7
(19)高齢者福祉事業収益	505	487
(20)高齢者福祉事業費用	445	456
（うち貸倒引当金繰入額）	0	-
（うち貸倒引当金戻入益）	-	△0
（うち貸倒損失）	-	-
高齢者福祉事業総利益	60	31
(21)その他事業収益	55	56
(22)その他事業費用	11	12
（うち貸倒引当金繰入額）	-	-
（うち貸倒引当金戻入益）	△0	△0
（うち貸倒損失）	-	-
その他事業総利益	44	44
(23)指導事業収入	96	92
(24)指導事業支出	215	231
指導事業収支差額	△118	△138
2．事業管理費	7,013	7,189
(1)人件費	5,264	5,417
(2)業務費	502	516
(3)諸税負担金	185	191
(4)施設費	1,011	998
(5)その他事業管理費	49	65
事　業　利　益	89	39
3．事業外収益	262	262
(1)受取雑利息	15	13
(2)受取出資配当金	156	148
(3)賃貸料	45	45
(4)償却債権取立益	0	0
(5)雑収入	45	54
4．事業外費用	36	42
(1)支払雑利息	-	-
(2)貸倒損失	-	-
(3)寄付金	0	0
(4)貸倒引当金繰入額	0	0
(5)貸倒引当金戻入益	-	-
(6)賃貸等関連費用	22	25
(7)雑損失	12	16
経　常　利　益	315	259
5．特別利益	34	285
(1)固定資産処分益	4	97
(2)一般補助金	29	31
(3)固定資産受贈益	-	-
(4)その他特別利益	-	156
6．特別損失	100	171
(1)固定資産処分損	36	75
(2)固定資産圧縮損	31	85
(3)減損損失	32	4
(4)その他特別損失	-	5
税　引　前　当　期　利　益	249	373
法人税・住民税及び事業税	32	43
法人税等調整額	△48	73
法人税等合計	△15	116
当期剰余金	265	256
当期首繰越剰余金	138	132
当　期　末　処　分　剰　余　金	403	389

3　注記表

【平成 29 年度】

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式　：移動平均法による原価法

② その他有価証券

1）時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2）時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品（食品・生活用品）…… 売価還元法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
購買品（上記以外）…… 最終仕入原価法による原価法
（葬祭品・福祉用具を含む）　（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
販売品…… 最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
加工品（原材料）…… 最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
加工品（その他）…… 総平均法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額１０万円以上２０万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当ＪＡにおける利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

(1)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(2)数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異、過去勤務費用については、当年度に費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

ＪＡ事業の利用拡大および組合員加入の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

(6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、原則、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末に残高が無い勘定科目は、「－」で表示をしています。

2　貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 9,710 百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	3,828 百万円	建物附属設備	582 百万円
構築物	623 百万円	機械装置	4,225 百万円
車両・運搬具	49 百万円	器具・備品	308 百万円
土地	90 百万円		

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,000 百万円を為替決済の担保に、定期預金 2 百万円を地方公営企業法施行令第 22 条の 3 第 2 項に基づく担保に供しています。また、建物 202 百万円及び土地 76 百万円を設備借入金 167 百万円の担保に供しています。

(3) 保証債務

下記の通り、当組合は子会社(株)上越コープサービスの上越市からの建設工事請負契約に対し債務保証を行っています。

株式会社上越コープサービス　　当組合の保証額　0 百万円

(4) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額　　4 百万円

子会社等に対する金銭債務の総額　　152 百万円

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額

金銭債権　　123 百万円

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

(6) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち破綻先債権額は 1 百万円、延滞債権額は 469 百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第３号のイ　から ホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 カ月以上遅延債権額はありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 0 百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 470 百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3　損益計算書に係る注記

(1)子会社等との取引による総額

① 子会社等との取引による収益総額	45 百万円
うち事業取引高	38 百万円
うち事業取引以外の取引高	7 百万円
② 子会社等との取引による費用総額	204 百万円
うち事業取引高	0 百万円
うち事業取引以外の取引高	204 百万円

(2) 減損会計に関する注記

① グルーピングの方法と共用資産の概要

当ＪＡでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮して各支店ごとに、購買関係施設（食材店舗、カーセンター、ライフサービス、セレモニーサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

農業関連施設及び高齢者福祉施設については、ＪＡ全体のキャッシュ・フロー生成に寄与することから、また、本店については独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類
旧中郷支店	遊　休	土地
旧新井支店	遊　休	土地
十日市ｶﾝﾄﾘｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰ	事業廃止	建物、機械装置、その他の有形固定資産

③ 減損損失の認識に至った経緯

旧新井支店、旧中郷支店は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

また、十日市ｶﾝﾄﾘｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰは事業廃止決定された資産であり、他に利用する見込みもなく解体・処分する予定であることから、帳簿価額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧新井支店　：6,821 千円（土地 6,821 千円）

旧中郷支店　：　318 千円（土地 318 千円）

十日市ｶﾝﾄﾘｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰ　：25,369 千円（建物 24,066 千円、機械装置 677 千円、その他有形固定資産 625 千円）

合計　：32,509 千円（土地 7,139 千円、建物 24,066 千円、機械装置 677 千円、その他有形固定資産 625 千円）

⑤ 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法
回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は、路線価及び固定資産評価額（土地）に基づき算定しています。

4　金融商品に関する注記
1．金融商品の状況に関する事項は次のとおりです。
(1) 金融商品に対する取組方針
当 JA は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当 JA が保有する金融資産は、主として当 JA 管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
また、営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
② 市場リスクの管理
当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金利情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
（市場リスクに係る定量的情報）
当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債権、貸出金、貯金及び借入金です。
当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.21%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 246 百万円減少するものと把握しています。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項
(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	220,085	220,221	136
有価証券			
その他有価証券	11,649	11,649	-
貸出金(注１)	60,932		
貸倒引当金(注２)	△245		
貸倒引当金控除後	60,686	62,787	2,101
資産計	292,421	294,658	2,237
貯金	300,564	300,654	89
負債計	300,564	300,654	89

(注 1)貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 27 百万円を含めています。
(注 2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法
【資産】
① 預金
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
② 有価証券
債券は取引金融機関等から提示された価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっています。
③ 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額を含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。
【負債】
① 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資(注１)	12,694 百万円

(注１)外部出資のうち、市場価値のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。
(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
預金	203,385	8,600	8,100	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	2,000	3,500	600	603	292	4,160
貸出金(注１，２，３)	6,440	4,608	3,862	3,354	2,810	39,641
合　計	211,825	16,708	12,562	3,958	3,102	43,802

(注１)貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）840 百万円については、「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。
(注２)貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 134 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
(注３)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 52 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。
(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
貯金(注１)	238,836	29,058	27,075	2,362	1,948	1,282
合　計	238,836	29,058	27,075	2,362	1,948	1,282

(注 1)貯金のうち、要求払貯金については、「1 年以内」に含めています。

5　有価証券に関する注記
(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。
① その他有価証券で時価のあるもの
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	受益証券	768	658	110
	債券			
	国債	5,630	5,463	167
	地方債	1,554	1,535	18
	政府保証債	1,017	998	18
	社債	712	703	8
	小計	9,683	9,358	324
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	受益証券	1,641	1,680	△39
	債券			
	国債	-	-	-
	地方債	219	219	△0
	政府保証債	-	-	-
	社債	105	105	△0
	小計	1,965	2,005	△39
合計		11,649	11,364	284

なお、上記差額から繰延税金負債 78 百万円を差し引いた額 205 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

⑵ 当年度中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりです。
該当する事項はありません。

⑶ 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。　（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
受益証券	448	56	6
債券			
国債	3,175	84	8
地方債	－	－	－
政府保証債	182	－	11
社債	－	－	－
合計	3,806	140	26

⑷当年度中に保有目的が変更となった有価証券です。
該当する事項はありません。

⑸当年度中において、減損処理を行った有価証券
当年度中において、市場価額のない外部出資のうち、実質価額が著しく低下した「エフエム上越株式会社」に対する 1,000 千円の外部出資額について、当該実質価額とその取得価額との差額 553 千円を減損処理しています。
なお、実質価額が著しく低下した時とは、株式の実質価額が取得価額に比べて 50%以上低下した場合をいいます。

6　退職給付に関する注記
⑴ 採用している退職給付制度
職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。
⑵ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,940 百万円
勤務費用	281 百万円
利息費用	11 百万円
数理計算上の差異の発生額	25 百万円
退職給付の支払額	△593 百万円
期末における退職給付債務	5,666 百万円

⑶ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,436 百万円
期待運用収益	31 百万円
数理計算上の差異の発生額	△5 百万円
特定退職共済制度への拠出金	205 百万円
退職給付の支払額	△400 百万円
期末における年金資産	3,268 百万円

⑷ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,666 百万円
特定退職共済制度	△3,268 百万円
未積立退職給付債務	2,397 百万円
貸借対照表計上額純額	2,397 百万円
退職給付引当金	2,397 百万円

⑸ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	281 百万円
利息費用	11 百万円
期待運用収益	△31 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	31 百万円
合計	292 百万円

⑹ 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	73%
年金保険投資	21%
現金及び預金	4%
その他	2%
合計	100%

⑺ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
⑻ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00～0.89%
長期期待運用収益率	0.92%

⑼ 特例業務負担金の将来見込額
人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 75 百万円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された平成 29 年３月現在における平成 44 年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、1,066 百万円となっています。

9．税効果会計に関する注記
⑴ 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	663 百万円
貸倒引当金超過額	15 百万円
賞与引当金	65 百万円
固定資産減損損失否認額	50 百万円
未払費用否認額	2 百万円
役員退職慰労引当金	6 百万円
その他	25 百万円
繰延税金資産小計	829 百万円
評価性引当額	△63 百万円
繰延税金資産合計（A）	765 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△78 百万円
繰延税金負債合計（B）	△78 百万円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	686 百万円

⑵ 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.61%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.83%
住民税均等割等	2.73%
税額控除	△0.58%
評価性引当額の増減	△38.64%
その他	△0.72%
税効果会計適用後の法人税の負担率	△6.33%

【平成 28 年度】

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式　：移動平均法による原価法

② その他有価証券

1）時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2）時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品（食品・生活用品）…… 売価還元法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
購買品（上記以外）…… 最終仕入原価法による原価法
（葬祭品・福祉用具を含む）　（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
販売品…… 最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
加工品（原材料）…… 最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
加工品（その他）…… 総平均法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額１０万円以上２０万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当ＪＡにおける利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当期は租税特別措置法第 57 条の９により算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

(1)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(2)数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異、過去勤務費用については、当年度に費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

ＪＡ事業の利用拡大および組合員加入の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス･リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

(7) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、原則、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末に残高が無い勘定科目は、「－」で表示をしています。

2．会計方針の変更に関する注記

(1)減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。この結果、当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ８百万円増加しています。

3．表示方法の変更に関する注記

(1)科目名称の変更

農業倉庫業法が平成28年4月に廃止されたことに伴い、「農業倉庫事業収益（費用）」の科目を「保管事業収益（費用）」に変更しています。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 9,692 百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	3,828 百万円	建物附属設備	580 百万円
構築物	623 百万円	機械装置	4,212 百万円
車両・運搬具	49 百万円	器具・備品	307 百万円
土地	89 百万円		

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ＡＴＭ44 件・ガス設備 186 件・施設設備 687 件・紙幣硬貨計算機 12 件・端末 190 件・農業機械 34 件・車両 693 件については、リース契約により使用しています。

(3) 担保に供している資産

定期預金 8,000 百万円を為替決済の担保に、定期預金 2 百万円を地方公営企業法施行令第 22 条の３第２項に基づく担保に供しています。また、建物 212 百万円及び土地 76 百万円を設備借入金 210 百万円の担保に供しています。

(4) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額　　５百万円
子会社等に対する金銭債務の総額　　127 百万円

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額
金銭債権　　46 百万円
理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

(6) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち破綻先債権額は 28 百万円、延滞債権額は 631 百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第３号のイ　から ホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は０百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 660 百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5．損益計算書に係る注記

(1) 子会社等との取引による収益総額　52 百万円
うち事業取引高　38 百万円
うち事業取引以外の取引高　13 百万円

(2) 子会社等との取引による費用総額　160 百万円
うち事業取引高　20 百万円
うち事業取引以外の取引高　139 百万円

(3) 減損会計に関する注記

① グルーピングの方法と共用資産の概要

当ＪＡでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮して各支店ごとに、購買関係施設（食材店舗、カーセンター、ライフサービス、セレモニーサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

農業関連施設及び高齢者福祉施設については、ＪＡ全体のキャッシュ・フロー生成に寄与することから、また、本店については独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類
大潟給油所	遊　休	土　地
旧南川支店	遊　休	建　物
西福島店	遊　休	建　物
旧中郷支店	遊　休	土　地

③ 減損損失の認識に至った経緯

大潟給油所、旧南川支店、西福島店、旧中郷支店は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

大潟給油所	:	194 千円	（建物 194 千円）
旧南川支店	:	35 千円	（建物 35 千円）
西福島店	:	4,225 千円	（建物 4,225 千円）
旧中郷支店	:	424 千円	（土地 424 千円）

⑤ 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法

回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は、路線価及び固定資産評価額（土地）に基づき算定しています。

6．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品に対する取組方針

当 JA は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。また、制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当 JA が保有する金融資産は、主として当 JA 管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金利情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債権、貸出金、貯金及び借入金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 100 百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	210,471	210,569	97
有価証券			
その他有価証券	15,904	15,904	-
貸出金(注 1)	59,617		
貸倒引当金(注 2)	△412		
貸倒引当金控除後	59,204	61,604	2,400
資産計	285,580	288,078	2,497
貯金	293,673	293,760	86
負債計	293,673	293,760	86

(注 1)貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 29 百万円を含めています。

(注 2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額を含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(注 1)　12,694 百万円

(注 1)外部出資のうち、市場価値のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	195,871	6,000	8,600	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	2,350	3,000	4,179	600	1,155	3,920
貸出金(注 1，2，3)	6,551	4,621	4,226	3,402	2,884	37,489
合　計	204,773	13,621	17,006	4,002	4,039	41,409

(注 1)貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）933 百万円については、「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。

(注 2)貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 355 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注 3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 56 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金（注 1）	231,561	31,067	26,187	1,620	2,156	1,078
合　計	231,561	31,067	26,187	1,620	2,156	1,078

(注 1)貯金のうち、要求払貯金については、「1 年以内」に含めています。

7．有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	受益証券	696	826	130
	債券			
	国債	8,567	8,907	340
	地方債	1,749	1,790	41
	政府保証債	998	1,030	32
	社債	602	611	9
	小計	12,614	13,167	553
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	受益証券	1,597	1,532	△64
	債券			
	国債	701	686	△14
	地方債	238	236	△1
	政府保証債	193	180	△13
	社債	102	100	△2
	小計	2,833	2,737	△96
合計		15,448	15,904	456

なお、上記差額から繰延税金負債 126 百万円を差し引いた額 330 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりです。
該当する事項はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。　（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
受益証券	303	17	-
債券			
国債	648	48	-
地方債	201	1	-
政府保証債	402	2	-
合計	1,555	69	-

(4)当年度中に保有目的が変更となった有価証券です。
該当する事項はありません。

8. 退職給付に関する注記
(1) 採用している退職給付制度
職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。
(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	6,160 百万円
勤務費用	279 百万円
利息費用	10 百万円
数理計算上の差異の発生額	100 百万円
退職給付の支払額	△609 百万円
期末における退職給付債務	5,940 百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,617 百万円
期待運用収益	35 百万円
数理計算上の差異の発生額	△1 百万円
特定退職共済制度への拠出金	208 百万円
退職給付の支払額	△422 百万円
期末における年金資産	3,436 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,940 百万円
特定退職共済制度	△3,436 百万円
未積立退職給付債務	2,503 百万円
貸借対照表計上額純額	2,503 百万円
退職給付引当金	2,503 百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	279 百万円
利息費用	10 百万円
期待運用収益	△35 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	102 百万円
合計	357 百万円

(6) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	74%
年金保険投資	19%
現金及び預金	6%
その他	1%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00～0.87%
長期期待運用収益率	0.97%

(9) 特例業務負担金の将来見込額
人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 70 百万円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された平成 28 年３月現在における平成 44 年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、1,099 百万円となっています。

9. 税効果会計に関する注記
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	692 百万円
貸倒引当金超過額	37 百万円
賞与引当金	62 百万円
固定資産減損損失否認額	45 百万円
未払費用否認額	10 百万円
役員退職慰労引当金	8 百万円
その他	20 百万円
繰延税金資産小計	877 百万円
評価性引当額	△160 百万円
繰延税金資産合計（A）	717 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△126 百万円
繰延税金負債合計（B）	△126 百万円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	591 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.86%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.53%
住民税均等割等	1.82%
税額控除	△1.49%
評価性引当額の増減	2.34%
その他	△0.37%
税効果会計適用後の法人税の負担率	31.29%

4　剰余金処分計算書

（単位：百万円）

科　　目	平成 29 年度	平成 28 年度
1　当期未処分剰余金	403	389
2　剰余金処分額	261	250
(1)　利益準備金	60	60
(2)　任意積立金	149	140
リスク管理積立金	79	30
施設整備積立金	40	-
農畜産物販売対策積立金	30	-
(3)　出資配当金	52	50
3　次期繰越剰余金	141	138

（注）1．出資配当率は次のとおりです。

種　　類	平成 29 年度	平成 28 年度
出資配当率	0.67%	0.64%

2．任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

名　　称	目　　的	目的額	積立基準	取崩基準	平成 29 年度積立額	平成 28 年度積立額
米穀流通対策積立金	米の調整保管、米穀流通対策を円滑に推進するため	1 億円	—	米調整保管経費、米消費拡大・流通対策等に充当する場合	0 円（1 億円）	0 円（1 億円）
高齢者福祉積立金	高齢者福祉の向上、地域社会に対する貢献のため	5 千万円	—	高齢者福祉施設、高齢者福祉事業等の支援に充当する場合	0 円（5 千万円）	0 円（5 千万円）
高齢者対策積立金	高齢者対策に充てる財政基盤を確立するため	1 億円	—	原則として取崩ししない	0 円（1 億円）	0 円（1 億円）
リスク管理積立金	不良債権処理、会計諸施策の適用リスク等に伴う、損失発生のてん補のため	50 億円	当期剰余金の 30%を限度	不良債権処理、金利低下による退職給付債務計算差異が多額になる等により、その年度に発生する費用が多額である場合	7 千 9 百万円（7 億 4 千万円）	7 千万円（6 億 7 千万円）
施設整備積立金	施設の整備・改善及び解体処分等の多額な費用発生に備えるため	5 億円	当期剰余金の 30%を限度	施設の整備・改善及び解体処分等に伴い、多額な費用を要する場合	4 千万円（4 億 2 千万円）	4 千万円（3 億 8 千万円）
農畜産物販売対策積立金	農畜産物の販売によって生ずる債権管理や安全・安心等に係るリスクに備えるため	5 億円	当期剰余金の 30%を限度	農畜産物の販売によって生ずる債権管理や安全・安心等に係るリスクが発生し、多額な支払を要する場合	3 千万円（2 億 6 千万円）	3 千万円（2 億 3 千万円）

※平成 29 年度積立額欄の（　）内は、平成 30 年 2 月末の残高です。
　平成 28 年度積立額欄の（　）内は、平成 29 年 2 月末の残高です。

3．次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

（単位：百万円）

種　　類	平成 29 年度	平成 28 年度
営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額	14	13

5　部門別損益計算書

【29 年度】　（単位：百万円）

区　　分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	19,500	2,877	2,036	6,322	8,167	96	
事業費用 ②	12,396	603	141	4,911	6,524	215	
事業総利益 ③（①-②）	7,103	2,273	1,894	1,410	1,643	△118	
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤´)	7,013 (709) (5,264)	1,973 (90) (1,394)	1,307 (46) (1,000)	1,667 (427) (1,124)	1,596 (130) (1,310)	468 (14) (434)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦´)		392 (28) (140)	445 (33) (156)	137 (2) (70)	217 (3) (112)	- (-) (-)	△1,193 (△66) (△480)
事業利益 ⑧（③-④）	89	300	587	△257	46	△587	
事業外収益 ⑨	262	66	73	66	54	0	
※うち共通分 ⑩		66	73	31	49	-	△220
事業外費用 ⑪	36	10	11	5	9	0	
※うち共通分 ⑫		10	11	5	7	-	
経常利益 ⑬（⑧+⑨-⑪）	315	357	649	△196	91	△587	
特別利益 ⑭	34	10	11	4	7	-	
※うち共通分 ⑮		10	11	4	7	-	△34
特別損失 ⑯	100	29	33	14	22	-	
※うち共通分 ⑰		29	33	14	22	-	△100
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	249	338	627	△205	76	△587	
営農指導事業分配賦額 ⑲		77	141	293	75	△587	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳（⑱-⑲）	249	260	486	△499	1		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注）１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（１）共通管理費等

事業総利益割（５０％）　＋　共通管理費配賦前の事業利益割（５０％）

（２）営農指導事業

農業関連事業に５０％配賦　残額（５０％）をその他の事業に税引前当期利益割で配賦

２．配賦割合

区　　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	32.89%	37.33%	11.54%	18.24%	0.00%	100.00%
営農指導事業	13.18%	24.01%	50.00%	12.81%		100.00%

３．部門別の資産　（単位：百万円）

区　　分	計	信用事業	共済事業	農業関連・生活その他営農指導事業　合計	共通資産
事業別の総資産	328,080	295,301	978	3,608	28,191
総資産（共通資産配分後） （うち固定資産）	328,080 (12,929)	304,573 (4,252)	11,501 (4,826)	12,003 (3,850)	

（注）共通資産の他部門への配賦基準は上記共通管理費等配賦割合に準じています。

【28 年度】　（単位：百万円）

区　　分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	19,545	2,882	2,074	6,626	7,869	92	
事業費用 ②	12,316	519	143	5,193	6,228	231	
事業総利益 ③（①-②）	7,228	2,362	1,930	1,433	1,640	△138	
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤´)	7,189 (712) (5,417)	1,990 (87) (1,406)	1,342 (46) (1,036)	1,724 (429) (1,169)	1,621 (136) (1,325)	509 (11) (479)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦´)		401 (28) (134)	424 (31) (138)	136 (2) (65)	210 (3) (101)	- (-) (-)	△1,172 (△65) (△438)
事業利益 ⑧（③-④）	39	372	587	△291	18	△648	
事業外収益 ⑨	262	70	72	66	52	0	
※うち共通分 ⑩		70	72	31	48	-	△223
事業外費用 ⑪	42	12	13	6	10	-	
※うち共通分 ⑫		12	13	6	9	-	△41
経常利益 ⑬（⑧+⑨-⑪）	259	430	647	△231	60	△647	
特別利益 ⑭	285	39	40	175	29	0	
※うち共通分 ⑮		39	40	19	29	-	△128
特別損失 ⑯	171	52	54	25	39	-	
※うち共通分 ⑰		52	54	25	39	-	△171
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	373	417	634	△81	50	△647	
営農指導事業分配賦額 ⑲		96	144	323	82	△647	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳（⑱-⑲）	373	320	489	△405	△31		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注）１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（１）共通管理費等

事業総利益割（５０％）　＋　共通管理費配賦前の事業利益割（５０％）

（２）営農指導事業

農業関連事業に５０％配賦　残額（５０％）をその他の事業に税引前当期利益割で配賦

２．配賦割合

区　　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	34.27%	36.19%	11.61%	17.93%	0.00%	100.00%
営農指導事業	14.86%	22.39%	50.00%	12.75%		100.00%

３．部門別の資産　（単位：百万円）

区　　分	計	信用事業	共済事業	農業関連・生活その他営農指導事業　合計	共通資産
事業別の総資産	321,350	288,436	1,076	3,656	28,180
総資産(共通資産配分後) （うち固定資産）	321,350 (12,772)	298,093 (4,376)	11,274 (4,622)	11,980 (3,772)	

（注）共通資産の他部門への配賦基準は上記共通管理費等配賦割合に準じています。

経営資料

Ⅱ 損益の状況

1 直近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円）

項　　目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
経常収益（事業収益）	23,058	22,001	19,983	19,545	19,500
信用事業収益	2,999	3,098	2,946	2,882	2,877
共済事業収益	2,129	2,270	2,117	2,074	2,036
農業関連事業収益	6,840	7,244	6,534	6,335	6,322
生活その他事業収益	9,942	10,353	8,292	8,160	8,167
営農指導事業収入	89	91	92	92	96
経常利益	177	943	238	259	315
当期剰余金	△183	816	287	256	265
出資金	8,298	8,211	8,120	8,023	7,920
出資口数（口）	8,298,905	8,211,833	8,120,987	8,023,500	7,920,499
純資産額	18,132	18,737	18,657	18,534	18,511
総資産額	311,101	310,045	311,807	321,350	328,080
貯金残高	281,299	281,388	282,714	293,673	300,564
貸出金残高	71,598	67,712	64,836	59,588	60,905
有価証券残高	18,270	16,577	14,538	15,904	11,649
剰余金配当金額	98	105	58	50	52
出資配当額	98	105	58	50	52
事業利用分量配当額	－	－	－	－	－
職員数（人）	1,227	1,199	1,198	1,218	1,187
単体自己資本比率	17.84%	18.29%	17.35%	16.42%	15.65%

（注）１．経常収益は、各事業収益の合計額を表しています。
２．当期剰余金は、銀行などの当期利益に相当するものです。
３．信託業務の取り扱いは行っていません。
４．「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第７号）に基づき算出しております。

2 利益総括表

（単位：百万円、%）

項　　目	29年度	28年度	増　　減
資金運用収支	2,381	2,441	△59
役務取引等収支	87	84	2
その他信用事業収支	△195	△162	△32
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	2,273 (0.79)	2,362 (0.83)	△89 (△0.04)
事業粗利益 （事業粗利益率）	7,103 (2.02)	7,228 (2.09)	△125 (△0.07)

3　資金運用収支の内訳

（単位：百万円、%）

項　　目	29 年度			28 年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	287,208	2,304	0.80	281,528	2,378	0.84
うち預金	213,621	1,324	0.62	204,689	1,283	0.63
うち有価証券	12,589	181	1.44	14,064	191	1.36
うち貸出金	60,997	799	1.31	62,775	903	1.44
資金調達勘定	296,241	139	0.05	289,134	149	0.05
うち貯金・定期積金	294,876	134	0.05	287,656	144	0.05
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	1,365	5	0.37	1,477	5	0.34
総資金利ざや	―	―	0.22	―	―	0.24

（注）1．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
　　2．資金運用勘定の利息欄の預金には信連からの奨励金が含まれています。

4　受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項　　目	29 年度増減額	28 年度増減額
受取利息	△73	△101
うち預金	41	44
うち有価証券	△10	△32
うち貸出金	△104	△113
支払利息	△10	△22
うち貯金・定期積金	△10	△21
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	△0	△0
差引	△63	△78

（注）1．増減額は前年度対比です。
　　2．受取利息の預金には、信連からの奨励金が含まれています。

経営資料

Ⅲ 事業の概況

1 信用事業取扱実績

（1）貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

（単位：百万円、%）

種　類	29 年度		28 年度		増　減
流動性貯金	98,703	(33.47)	94,507	(32.86)	4,195
定期性貯金	196,092	(66.50)	193,055	(67.11)	3,037
その他の貯金	79	(0.03)	92	(0.03)	△13
計	294,876	(100.00)	287,656	(100.00)	7,220
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合　計	294,876	(100.00)	287,656	(100.00)	7,220

（注）1．流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2．定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3．（　）内は構成比です。

② 定期貯金残高

（単位：百万円、%）

種　類	29 年度		28 年度		増　減
定期貯金	187,748	(100.00)	185,679	(100.00)	2,069
うち固定金利定期	187,703	(99.98)	185,634	(99.98)	2,069
うち変動金利定期	44	(0.02)	44	(0.02)	0

（注）1．固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2．変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3．（　）内は構成比です。

（2）貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

（単位：百万円、%）

種　類	29 年度		28 年度		増　減
手形貸付	437	(0.72)	563	(0.89)	△126
証書貸付	55,388	(90.80)	55,511	(88.43)	△123
当座貸越	1,055	(1.73)	1,108	(1.77)	△52
割引手形	-	(-)	-	(-)	-
金融機関貸付	4,115	(6.75)	5,591	(8.91)	△1,475
合　計	60,997	(100.00)	62,775	(100.00)	△1,778

（注）（　）内は構成比です。

② 貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円、%）

種　類	29 年度		28 年度		増　減
固定金利貸出	49,115	(80.65)	47,556	(79.81)	1,558
変動金利貸出	10,252	(16.83)	10,188	(17.10)	63
その他	1,537	(2.52)	1,842	(3.09)	△305
合　計	60,905	(100.00)	59,588	(100.00)	1,317

（注）1．その他は、当座貸越、無利息など固定・変動の区分がないものです。
2．（　）内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高　（単位：百万円）

種　　類	29 年度	28 年度	増　　減
貯金・定期積金等	2,536	2,878	△342
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	615	1,022	△407
その他担保物	2,283	2,172	111
小　　計	5,435	6,074	△639
農業信用基金協会保証	41,224	42,114	△890
その他保証	2,753	1,981	772
小　　計	43,977	44,095	△118
信用	11,492	9,418	2,074
合　　計	60,905	59,588	1,317

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高　（単位：百万円）

種　　類	29 年度	28 年度	増　　減
貯金・定期積金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
小　　計	-	-	-
信用	0	-	0
合　　計	-	-	-

⑤ 貸出金の使途別内訳残高　（単位：百万円、%）

種　　類	29 年度		28 年度		増　　減
設備資金	48,879	(80.25)	49,557	(87.17)	△678
運転資金	12,026	(19.75)	10,031	(16.83)	1,995
合　　計	60,905	(100.00)	59,588	(100.00)	1,317

（注）（　）内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高　（単位：百万円、%）

種　　類	29 年度		28 年度		増　　減
農業	1,461	(2.40)	1,445	(2.43)	16
林業	-	(-)	-	(-)	-
水産業	-	(-)	-	(-)	-
製造業	7	(0.01)	7	(0.01)	0
鉱業	-	(-)	-	(-)	-
建設・不動産業	3,289	(5.40)	3,355	(5.63)	△66
電気・ガス・熱供給水道業	-	- (-)	-	(-)	-
運輸・通信業	-	- (-)	-	(-)	-
金融・保険業	4,520	(7.42)	4,020	(6.75)	500
卸売・小売・サービス業・飲食業	2,274	(3.74)	2,738	(4.59)	△464
地方公共団体	6,086	(9.99)	4,370	(7.33)	1,716
非営利法人	-	- (-)	-	(-)	-
その他	-	- (-)	-	(-)	-
小　　計	17,637	(28.96)	15,935	(26.74)	1,702
個人計	43,268	(71.04)	43,653	(73.26)	△385
合　　計	60,905	(100.00)	59,588	(100.00)	1,317

（注）（　）内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1）営農類型別

（単位：百万円）

種　　類	29 年度	28 年度	増　　減
農業	3,291	3,295	△4
穀作	1,964	1,984	△20
野菜・園芸	11	14	△3
果樹・樹園農業	1	2	△1
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	49	28	21
養鶏・養卵	18	37	△19
養蚕	-	-	-
その他農業	1,248	1,230	18
農業関連団体等	-	-	-
合　　計	3,291	3,295	△4

（注）1．農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
　なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2．「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3．「農業関連団体等」には、ＪＡや全農とその子会社等が含まれています。

2）資金種類別

［貸出金］

（単位：百万円）

種　　類	29 年度	28 年度	増　　減
プロパー資金	1,649	1,625	24
農業制度資金	1,642	1,670	△28
農業近代化資金	339	287	52
その他制度資金	1,303	1,383	△80
合　　計	3,291	3,295	△4

（注）1．プロパー資金とは、当ＪＡ原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2．農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで JA が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3．その他制度資金には、農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）などが該当します。

［受託貸付金］

該当する取引はありません。

⑧ リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

区　　分	29 年度	28 年度	増　　減
破綻先債権額	1	28	△26
延滞債権額	469	631	△162
３ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	0	0	△0
合　　計	470	660	△189

（注）1．破綻先債権
　元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

２．延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
３．３ヵ月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
4．貸出条件緩和債権
債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および３ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況　（単位：百万円）

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破綻更生債権およびこれらに準ずる債権	29年度	175	15	76	24	115
	28年度	393	99	37	193	331
危険債権	29年度	294	43	199	24	267
	28年度	265	46	163	27	237
要管理債権	29年度	0	-	-	0	0
	28年度	0	-	-	0	0
小　計	29年度	470	58	275	48	382
	28年度	660	146	201	221	569
正常債権	29年度	60,510				
	28年度	59,012				
合　計	29年度	60,981				
	28年度	59,672				

（注）上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成 10 年法律第 132 号）第６条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。
なお、当ＪＡは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。
１．破産更生債権およびこれらに準ずる債権
法的破綻などによる経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
２．危険債権
経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化などにより元本および利息の回収ができない可能性の高い債権
３．要管理債権
３ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権
４．正常債権
上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況
該当する取引はありません。

※ 開示債権と自己査定の相関図

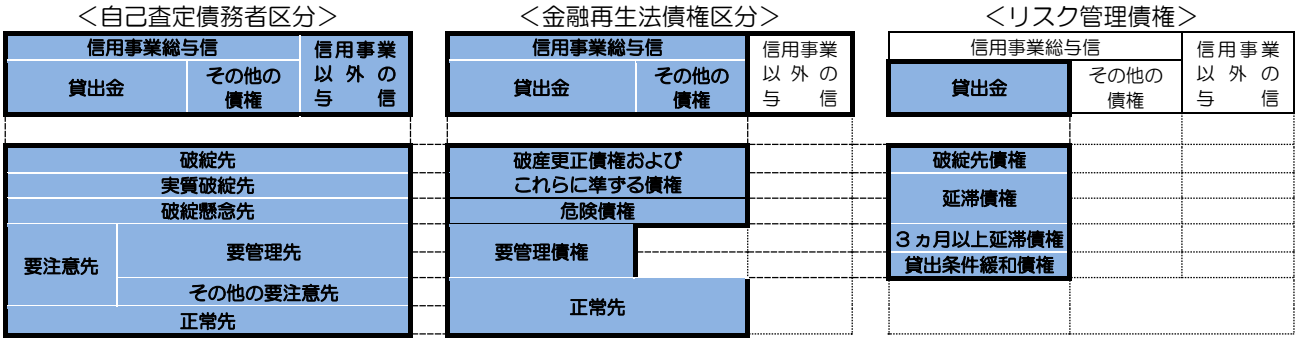

破綻先
　法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先
　法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻懸念先
　現状、経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）
要管理先
　要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が次に掲げる債権に該当する債務者
　１ ３ヵ月以上延滞債権
　　元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として ３ ヵ月以上延滞している貸出債権
　２ 貸出条件緩和債権
　　経済的困難に陥った債務者の債権又は支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権
その他の要注意先
　要管理先以外の要注意先に属する債務者
正常先
　業況が良好であり、かつ、財務内容につき特段の問題がないと認められる債務者

破綻更正債権及びこれらに準ずる債権
　破産、会社更生、再生手続などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
危険債権
　債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取が出来ない可能性の高い債権
要管理債権
　自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「３ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金
正常債権
　債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権

破綻先債権
　元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第 96 条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じているものをいう。
延滞債権
　未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。
３ヵ月以上延滞債権
　元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ ヵ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権に掲げるものを除く。）をいう。
貸出条件緩和債権
　債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び３ ヵ月以上延滞債権に掲げるものを除く。）。

⑪ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区　分	29 年度					28 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	205	211	-	205	211	223	205	-	223	205
個別貸倒引当金	229	57	145	84	57	259	229	11	247	229
合　計	435	268	145	290	268	482	435	11	470	435

⑫ 貸出金償却の額

（単位：百万円）

項　　目	29 年度	28 年度
貸出金償却額	-	-

（3）　内国為替取扱実績

（単位：千件、百万円）

種　　類		29 年度		28 年度	
		仕　向	被仕向	仕　向	被仕向
送金・振込為替	件　数	95	504	95	514
	金　額	68,515	89,871	60,007	92,627
代金取立為替	件　数	-	-	-	-
	金　額	7	54	20	4
雑為替	件　数	5	2	5	3
	金　額	7,559	2,646	7,512	1,163
合　計	件　数	100	507	100	517
	金　額	76,082	92,573	67,539	93,795

（4）有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種　　類	29 年度	28 年度	増　　減
国債	6,814	9,110	△2,296
地方債	1,859	1,806	53
政府保証債	1,004	1,166	△161
金融債	-	-	-
社債	710	620	90
株式	-	-	-
その他の証券	2,201	1,361	839
合　　計	12,589	14,064	△1,475

（注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

種　類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超	期間の定め のないもの	合　計
29 年度						
国債	1,005	2,458	313	1,853	-	5,630
地方債	704	612	-	456	-	1,773
政府保証債	302	614	-	100	-	1,017
金融債	-	-	-	-	-	-
社債	-	508	-	308	-	817
株式	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	595	1,660	154	2,410
28 年度						
国債	1,716	4,751	1,371	1,754	-	9,594
地方債	452	1,337	-	236	-	2,027
政府保証債	100	826	104	180	-	1,211
金融債	-	-	-	-	-	-
社債	100	406	105	100	-	711
株式	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	79	255	1,820	203	2,359

（5）有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

該当する取引はありません。

【満期目的有価証券】

該当する取引はありません。

【その他有価証券】

（単位：百万円）

種類		平成29年度			平成28年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	株式	－	－	－	－	－	－
	受益証券	768	658	110	826	696	130
	債券						
	国債	5,630	5,463	167	8,907	8,567	340
	地方債	1,554	1,535	18	1,790	1,749	41
	政府保証債	1,017	998	18	1,030	998	32
	金融債	－	－	－	－	－	－
	社債	712	703	8	611	602	9
	小計	9,683	9,358	324	13,167	12,614	553
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	株式	－	－	－	－	－	－
	受益証券	1,641	1,680	△39	1,532	1,597	△64
	債券						
	国債	－	－	－	686	701	△14
	地方債	219	219	△0	236	238	△1
	政府保証債	－	－	－	180	193	△13
	金融債	－	－	－	－	－	－
	社債	105	105	△0	100	102	△2
	小計	1,965	2,005	△39	2,737	2,833	△96
合計		11,649	11,364	284	15,904	15,448	456

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2　共済事業取扱実績

（1）長期共済新契約高・長期共済保有高

（単位：百万円）

種類		29年度		28年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	8,372	336,400	14,788	349,910
	定期生命共済	74	3,034	56	3,146
	養老生命共済	1,945	142,403	4,554	162,278
	うち こども共済	804	38,735	897	40,800
	医療共済	103	17,155	507	18,882
	がん共済		1,355		1,395
	定期医療共済		2,081		2,295
	介護共済	270	2,759	494	2,539
	年金共済		40		50
建物更生共済		102,583	538,706	50,250	547,020
合計		113,350	1,043,936	70,651	1,087,516

（注）金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

（2）医療系共済の入院共済金額保有高　（単位：百万円）

種　類	29 年度		28 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	6	130	11	127
がん共済	1	31	3	30
定期医療共済	-	6	-	7
合　計	8	169	14	165

（注）金額は、入院共済金額を表示しています。

（3）介護共済の介護共済金額保有高　（単位：百万円）

種　類	29 年度		28 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	378	5,393	952	5,260
合　計	378	5,393	952	5,260

（注）金額は、介護共済金額を表示しています。

（4）年金共済の年金保有高　（単位：百万円）

種　類	29 年度		28 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	289	3,256	223	3,162
年金開始後		1,797		1,787
合　計		5,053	223	4,949

（注）金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

（5）短期共済新契約高　（単位：百万円）

種　類	29 年度		28 年度	
	金　額	掛　金	金　額	掛　金
火災共済	88,614	82	90,533	88
自動車共済		1,432		1,396
傷害共済	184,186	75	191,182	78
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	56	0	58	0
賠償責任共済		2		2
自賠責共済		171		181
合　計		1,765		1,748

（注）1．金額は、保障金額を表示しています。
　　2．自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3　農業関連事業取扱実績

（1）買取購買品（生産資材）取扱実績　（単位：百万円）

種　類	29 年度		28 年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
肥料	934	166	1,022	167
農薬	837	116	867	118
飼料	110	4	137	5
農業機械	824	131	915	136
自動車（2 輪除く）	1,308	152	1,342	154
燃料	1,742	231	1,574	248
その他	535	96	543	93
合　計	6,293	898	6,402	922

（2）販売事業取扱実績

①受託販売品（取扱高）　（単位：百万円）

種　類			29年度		28年度	
			取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	ＪＡ米・一般米		8,848	329	7,727	298
	加工用米		293	17	525	27
	その他		689	53	563	44
米以外	麦・豆・雑穀		155	10	265	9
	野菜		352	9	388	10
	果実		2	0	3	0
	花卉・花木		5	0	8	0
	畜産物	生乳	214	2	227	2
		牛	202	2	212	2
		豚	66	0	60	0
	特産物		-	-	-	-
	その他（農産物直売所）		520	79	514	77
合　計			11,354	504	10,496	472

②買取販売品（販売高）　（単位：百万円）

種　類	29年度	28年度
	販売高	販売高
直売所（複合直売所含む）	307	288
その他	8	12
合　計	316	301

（3）保管事業取扱実績　（単位：百万円）

項　目		29年度	28年度
収益	保管料	186	216
	荷役料	-	-
	その他	45	39
	合　計	231	256
費用	倉庫材料費	23	22
	倉庫労務費	-	-
	その他の費用	51	50
	合　計	74	183

（4）利用事業（生産施設）取扱実績　（単位：百万円）

種　類		29年度	28年度
収益	育苗センター	155	162
	カントリーエレベーター	359	373
	ライスセンター	141	136
	大豆センター	33	31
	シード（種籾）センター	27	27
	堆肥センター	6	5
	そばセンター	3	1
	集荷選果施設	20	18
	無人ヘリ	30	32
	その他	13	13
	合　計	784	803
費用	育苗センター	132	137
	カントリーエレベーター	216	201
	ライスセンター	101	92
	大豆センター	24	22
	シード（種籾）センター	18	18
	堆肥センター	9	9

	そばセンター	2	2
	集荷選果施設	21	18
	無人ヘリ	22	25
	その他	11	10
	合　　計	560	538

（5）加工事業取扱実績　（単位：百万円）

項　　目		29 年度	28 年度
収益	餅	167	182
	漬物	20	25
	食糧米	261	245
	贈答品	10	16
	味噌	13	14
	委託	13	15
	その他	31	36
	合　　計	518	537
費用	餅	142	150
	漬物	14	19
	食糧米	206	194
	贈答品	5	13
	味噌	10	8
	委託	4	7
	その他	32	32
	合　　計	416	426

4　生活その他事業取扱実績

（1）買取購買品（生活物資）取扱実績　（単位：百万円）

種　　類	29 年度		28 年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
食品	1,037	202	1,076	210
耐久消費財	79	15	72	17
日用保健雑貨	-	-	-	-
家庭燃料	1,151	420	1,019	422
その他	311	37	341	43
合　　計	2,580	676	2,509	694

（2）利用事業（生活施設）取扱実績　（単位：百万円）

種　　類	29 年度		28 年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
葬祭施設	1,686		1,615	

（3）福祉事業取扱実績　（単位：百万円）

項　　目		29 年度	28 年度
収益	福祉受託料	67	69
	福祉手数料	0	1
	福祉雑収入	7	8
	合　　計	76	78
費用	福祉労務費	38	40
	福祉雑費	24	26
	合　　計	63	67

（4）介護事業取扱実績

（単位：百万円）

項　目		29 年度	28 年度
収益	訪問介護	28	38
	地域密着型介護	238	208
	通所介護	91	87
	福祉用具貸与	37	40
	居宅介護支援	22	23
	福祉用具供給高	10	10
	その他介護	0	0
	合　計	429	409
費用	介護労務費	262	270
	介護消耗備品費	32	30
	福祉用具受入高	9	8
	介護雑費	78	79
	合　計	381	389

5　指導事業実績

（単位：百万円）

項　目		29 年度	28 年度
収入	賦課金	72	74
	指導補助金	19	13
	実費収入	4	4
	合　計	96	92
支出	営農改善費	65	75
	生活改善費	8	9
	教育情報費	29	31
	組織活動費	112	114
	合　計	215	231

経営資料

Ⅳ 経営諸指標

1 利益率

（単位：%）

項　　目	29 年度	28 年度	増　　減
総資産経常利益率	0.09	0.08	0.01
資本経常利益率	1.72	1.43	0.29
総資産当期純利益率	0.08	0.07	0.00
資本当期純利益率	1.44	1.41	0.03

（注）1．総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2．資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3．総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4．資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2 貯貸率・貯証率

（単位：%）

区　分		29 年度	28 年度	増　減
貯貸率	期　末	20.26	20.29	△0.03
	期中平均	20.69	21.82	△1.14
貯証率	期　末	3.88	5.42	△1.54
	期中平均	4.27	4.89	△0.62

（注）1．貯貸率（期　　末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2．貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高／100
3．貯証率（期　　末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4．貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3 その他経営諸指標

（単位：百万円）

項　　目		29 年度	28 年度
信用事業	一職員当たり貯金残高	2,116	1,988
	一店舗当たり貯金残高	11,560	11,295
	一職員当たり貸出金残高	1,097	1,106
	一店舗当たり貸出金残高	2,343	2,292
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	6,414	6,593
	一店舗当たり長期共済保有高	40,151	41,827
経済事業	一職員当たり買取購買品取扱高	29	28
	一店舗当たり買取購買品取扱高	253	254
販売事業	一職員当たり受託販売品取扱高	104	91

（注）1．職員数は、下記のとおりです。

（単位：人）

項　　目	29 年度	28 年度
信用事業（貯金）	142.00	147.65
信用事業（貸出）	55.50	53.85
共済事業	162.75	164.95
経済事業（購買品）	299.70	310.32
販売事業（販売品）	108.55	115.22

2．信用・共済事業店舗数は、29 年度、28 年度ともに 26 店舗（本店・24 支店・1 出張所）です。
経済事業店舗数は、29 年度、28 年度ともに 35 店舗（経済センター・農機センター・カーセンター・給油所・Ａコープ等）です。

経営資料

Ⅴ 自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、%）

項　　目	29 年度	経過措置による不算入額	28 年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目　（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	18,252		18,153	
うち、出資金及び資本準備金の額	7,920		8,023	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	10,435		10,221	
うち、外部流出予定額（△）	52		50	
うち、上記以外に該当するものの額	△50		△40	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	211		205	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	211		205	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）	18,464		18,359	
コア資本にかかる調整項目　（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	11	7	8	12
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	7	8	12
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-

項　　目	29 年度	経過措置による不算入額	28 年度	経過措置による不算入額
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	－	－
特定項目に係る 10%基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
特定項目に係る 15%基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	11		8	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	18,453		18,350	
リスク・アセット等　（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	103,387		96,897	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△9,807		△13,566	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	7		12	
うち、繰延税金資産	－		－	
うち、前払年金費用	－		－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△9,814		△13,579	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－		－	
うち、上記以外に該当するものの額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	14,503		14,803	
信用リスク・アセット調整額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	117,891		111,701	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.65%		16.42%	

（注）1．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 27 年金融庁・農水省告示第７号）基づき算出しています。
2．当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3．当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2　自己資本の充実度に関する事項

（１）　信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳　（単位：百万円）

信用リスク・アセット		29 年度			28 年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a × 4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a × 4%
	我が国の中央政府および中央銀行向け	5,487	-	-	9,313	-	-
	我が国の地方公共団体向け	7,858	-	-	6,378	-	-
	地方公共団体金融機構向け	200	-	-	301	-	-
	我が国の政府関係機関向け	800	-	-	893	-	-
	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関および第一種金融商品取引業者向け	222,049	44,409	1,776	212,000	42,400	1,696
	法人等向け	2,206	355	14	2,237	203	8
	中小企業等向けおよび個人向け	4,547	2,443	97	4,108	2,073	82
	抵当権付住宅ローン	356	114	4	353	112	4
	不動産取得等事業向け	2,253	2,191	87	2,208	2,152	86
	三月以上延滞等	97	114	4	351	176	7
	信用保証協会等保証付	41,260	4,052	162	42,153	4,142	165
	共済約款貸付	980	-	-	1,078	-	-
	出資等	2,485	2,485	99	2,485	2,485	99
	他の金融機関等の対象資本調達手段	14,242	35,606	1,424	14,242	35,606	1,424
	特定項目のうち調整項目に算入されないもの	772	1,931	77	725	1,814	72
	複数の資産を裏付けとする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	2,138	687	27	2,269	470	18
	証券化	-	-	-	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの	-	△9,807	△392	-	△13,566	△542
	上記以外	20,319	18,799	751	20,308	18,823	752
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		328,058	103,385	4,135	321,410	96,895	3,875
ＣＶＡリスク相当額÷8%		-	1	0	-	1	0
中央清算機関関連エクスポージャー		27	0	0	0	0	0
信用リスク・アセットの額の合計額		328,086	103,387	4,135	321,410	96,897	3,875
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除した額　a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除した額　a		所要自己資本額 b=a×4%
		14,503		580	14,803		592
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		117,891		4,715	111,701		4,468

（注）1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3.「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
4.「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以

上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。

7.「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜ オペレーショナル・リスク相当額を８%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

３　信用リスクに関する事項

（１）標準的手法に関する事項

当ＪＡでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク･アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

① 格付等の使用

リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

【適格格付機関】

- 株式会社格付投資情報センター(Ｒ＆Ｉ)
- 株式会社日本格付研究所(ＪＣＲ)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Ｍｏｏｄｙ’ｓ)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ(Ｓ＆Ｐ)
- フィッチレーティングスリミテッド(Ｆｉｔｃｈ)

※リスク･ウエイトとは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

② リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

（2）信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区　分			29年度				28年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人		農業	650	650	-	-	583	583	-	-
		林業	-	-	-	-	-	-	-	-
		水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
		製造業	33	33	-	-	30	30	-	-
		鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
		建設・不動産業	31	30	-	0	35	35	-	-
		電気・ガス・熱供給・水道業	205	-	205	-	-	-	-	-
		運輸・通信業	1,105	-	1,105	-	1,200	-	1,200	-
		金融・保険業	226,384	4,534	501	-	216,435	4,033	702	-
		卸売・小売・飲食・サービス業	1,703	1,703	-	-	1,931	1,931	-	-
		日本国政府・地方公共団体	13,345	6,100	7,244	-	15,692	4,389	11,303	-
		上記以外	761	759	-	3	749	746	-	4
	個人		47,206	47,194	-	93	47,960	47,952	-	347
	その他		36,657	60	-	-	36,791	29	-	-
業種別残高計			328,086	61,068	9,057	97	321,410	59,731	13,206	351
	1年以下		208,555	1,960	2,006		201,384	1,978	2,358	
	1年超3年以下		24,057	3,182	4,114		25,335	3,556	7,126	
	3年超5年以下		3,166	2,864	301		5,355	3,847	1,507	
	5年超7年以下		2,310	2,099	210		2,049	1,946	103	
	7年超10年以下		4,763	4,233	530		3,438	3,005	433	
	10年超		47,153	45,259	1,893		45,225	43,549	1,676	
	期限の定めのないもの		38,079	1,468	-		38,621	1,848	-	
残存期間別残高計			328,086	61,068	9,057		321,410	59,731	13,206	

（注）1．当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っており、地域別の区分は省略しています。
2．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
3．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
4．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

（3）貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区　分	29年度					28年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	205	211	-	205	211	223	205	-	223	205
個別貸倒引当金	229	57	145	84	57	259	229	11	247	229

（4）業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

（単位：百万円）

区分		29年度 期首残高	期中増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末残高	貸出金償却	28年度 期首残高	期中増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末残高	貸出金償却
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	上記以外	5	4	－	4	4	－	5	5	－	5	5	－
個人		223	53	145	80	53	－	253	223	11	242	223	－
業種別計		229	57	145	84	57	－	259	229	11	247	229	－

（注）当ＪＡでは国内の限られたエリアで事業活動を行っており、地域別の区分は省略しています。

（5）信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		29年度 格付あり	格付なし	計	28年度 格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	－	21,321	21,321	－	24,584	24,584
	リスク・ウェイト 2%	－	27	27	－	0	0
	リスク・ウェイト 4%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウエイト 10%	－	40,537	40,537	－	41,428	41,428
	リスク・ウエイト 20%	－	222,625	222,625	－	212,566	212,566
	リスク・ウエイト 35%	－	346	346	－	343	343
	リスク・ウエイト 50%	511	555	1,066	407	715	1,123
	リスク・ウエイト 75%	－	2,935	2,935	－	2,486	2,486
	リスク・ウエイト 100%	100	28,072	28,172	－	27,861	27,861
	リスク・ウエイト 150%	－	75	75	－	7,622	7,622
	リスク・ウェイト 200%	－	7,529	7,529	－	－	－
	リスク・ウェイト 250%	－	3,454	3,454	－	3,406	3,406
	その他	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイト 1250%		－	－	－	－	－	－
計		611	327,482	328,093	407	321,016	321,423

（注）1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3．経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4．1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4　信用リスク削減手法に関する事項

（１）信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府など、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

「貸出金と自組合貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

（２）　信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額　　（単位：百万円）

区　　分	29 年度		28 年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	200	－	301
我が国の政府関係機関向け	－	800	－	893
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－
中小企業等向けおよび個人向け	170	623	279	528
抵当権住宅ローン	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－
合　計	170	1,624	279	1,724

（注）1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2.「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

3.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

（１）派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

【29 年度】

与信相当額の算出に用いる方式：カレント・エクスポージャー方式　（単位：百万円）

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債券	その他	
①外国為替関連取引	3	6	－	－	－	6
②金利関連取引	－	－	－	－	－	－
③金関連取引	－	－	－	－	－	－
④株式関連取引	－	17	－	－	－	17
⑤貴金属（金を除く）関連取引	－	－	－	－	－	－
⑥その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
⑦クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	3	24	－	－	－	24
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果（△）		－				－
合計	3	24	－	－	－	24

【28 年度】

与信相当額の算出に用いる方式：カレント・エクスポージャー方式　（単位：百万円）

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債券	その他	
①外国為替関連取引	3	4	－	－	－	4
②金利関連取引	－	－	－	－	－	－
③金関連取引	－	－	－	－	－	－
④株式関連取引	－	1	－	－	－	1
⑤貴金属（金を除く）関連取引	－	－	－	－	－	－
⑥その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
⑦クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	3	6	－	－	－	6
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果（△）		－				－
合計	3	6	－	－	－	6

（２）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

【28 年度】、【27 年度】ともに、該当する取引はありません。

（３）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

【28 年度】、【27 年度】ともに、該当する取引はありません。

6　証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7　出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

（１）出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析のほか、毎月定期的な連絡会議を行うなど適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会などへの参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会などの財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更などがあれば、注記表にその旨記載することとしています。

（２）出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価　（単位：百万円）

	29 年度		28 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	－	－	－	－
非上場	2,485	2,485	2,485	2,485
合　　計	2,485	2,485	2,485	2,485

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

（３）出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益　（単位：百万円）

29 年度			28 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	0	－	－	－

（４）貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）　（単位：百万円）

29 年度		28 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

（５）貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

評価益・評価損ともに発生していません。

8　金利リスクに関する事項

（１）金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- 当ＪＡでは、パーセンタイル値にて金利リスク量を算出しています。具体的には、過去５年間の金利変動において、上昇幅の大きかったほうから数えて１%目の変動（99%タイル値）を金利リスク量として毎月算出しています。
- 要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の

50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5 年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5 年）リスク量を算定しています。

■ 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにＡＬＭ委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

（２）金利ショックに対する損益・経済価値の増減額　　（単位：百万円）

	29 年度	28 年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	422	215

経営資料

Ⅵ 連結情報

1 グループの概況

（１）グループの事業系統図

ＪＡえちご上越のグループは、当ＪＡ，子会社２社、関連法人等１社で構成されています。このうち、当年度および前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は１社です。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。

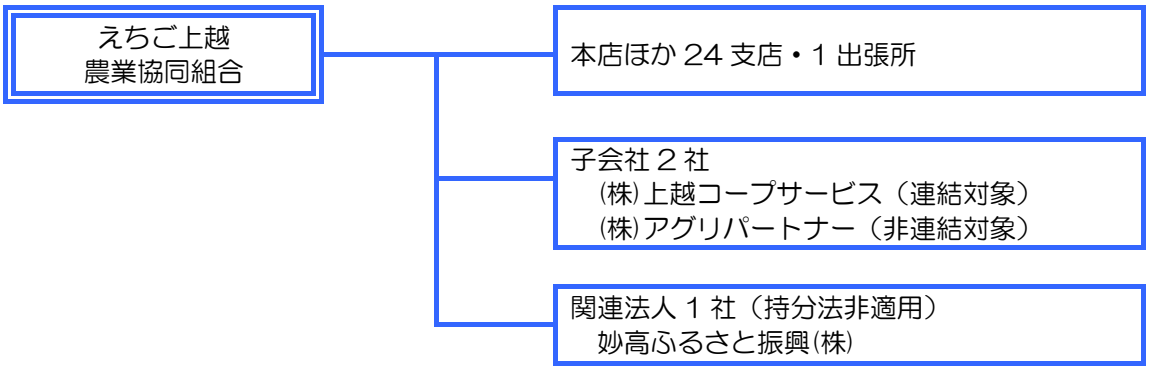

（２）子会社等の状況

名　称	株式会社 上越コープサービス	株式会社 アグリパートナー
主たる営業所または事務所の所在地	新潟県上越市平成町 564 番地	新潟県上越市藤巻５番 30 号
事業の内容	1. 電気工事業 2. 不動産賃貸業 3. 総合リース業 4. 管工事業 5. 水道施設工事業 6. 建築工事業	1. 土地利用型の農業経営 2. 農作業の代行、請負、委託 3. 農産物の加工ならびに販売 4. 農業機械、施設の利用貸付
設立年月日	平成５年９月１日	平成 19 年１月 31 日
資本金または出資金	2,000 万円	310 万円
当ＪＡの議決権比率 （保有議決権数／総議決権数）	100.00%　（400／400）	96.77%　（60／62）
他の子会社等の議決権比率	100.00%	96.77%

（３）連結事業概況

① 事業の概況

平成 29 年度における当ＪＡの連結決算は､「株式会社 上越コープサービス」1 社を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常利益２億８千６百万円、税金等調整前当期利益２億５千万円、連結当期剰余金２億６千４百万円となりました。連結自己資本比率は 15.75%（前年度末 16.54%）となっており、経営の健全性を維持・確保することができました。

② 連結子会社の事業概況

株式会社 上越コープサービス

日本経済は、企業収益や雇用環境の改善により緩やかに回復しているものの、諸外国の経済政策への懸念や軍事的緊張の高まりなど、依然として先行き不透明な状況にあります。

建設業界においては、公共投資、民間設備投資とも底堅く推移していますが、慢性的な人手不足を背景とした雇用情勢や資材価格の高騰など、厳しい経営環境が続いています。

この様な状況の下、民間工事及び官公庁発注工事の価格競争が激化している中で、確実な受注の確保に努めるとともに、利益率の向上や工事施工の効率化に取組んでまいりましたが、完成引渡を見込んでいた工事の延期やリース契約の解約があり、当期純利益は 398 万円（前年比 32%減）に止まりました。

③ 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等
該当ありません。

（4）直近５年間の連結事業年度の主要な経営指標　（単位：百万円）

項　　目	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
連結経常収益（事業収益）	23,320	22,172	20,328	19,833	19,696
信用事業収益	3,097	2,998	2,945	2,881	2,877
共済事業収益	2,270	2,129	2,116	2,073	2,035
農業関連事業収益	7,244	6,840	6,534	6,626	6,322
生活その他事業収益	10,616	10,114	8,639	8,160	8,364
営農指導事業収入	91	89	92	92	96
連結経常利益	156	920	212	239	286
連結当期剰余金	△184	789	324	250	264
連結純資産額	18,257	18,836	18,931	18,625	18,602
連結総資産額	311,113	310,018	311,794	321,376	328,123
連結自己資本比率	18.01%	18.43%	17.68%	16.54%	15.75%

（注）「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 27 年金融庁・農水省告示第７号）に基づき算出しております。

（5）連結貸借対照表

（単位：百万円）

資産			負債及び資本		
科目	平成29年度（平成30年2月28日）	平成28年度（平成29年2月28日）	科目	平成29年度（平成30年2月28日）	平成28年度（平成29年2月28日）
（資産の部）			（負債の部）		
1．信用事業資産	295,302	288,435	1．信用事業負債	302,758	295,943
(1)現金及び預金	221,586	211,940	(1)貯金	300,434	293,568
(2)有価証券	11,649	15,904	(2)借入金	1,285	1,347
(3)貸出金	60,905	59,586	(3)その他の信用事業負債	1,038	1,027
(4)その他の信用事業資産	1,406	1,417	(4)債務保証	0	-
(5)債務保証見返	0	-	2．共済事業負債	2,362	2,518
(6)貸倒引当金	△245	△412	(1)共済借入金	967	1,062
2．共済事業資産	978	1,076	(2)共済資金	668	710
(1)共済貸付金	969	1,065	(3)その他の共済事業負債	726	744
(2)その他の共済事業資産	12	15	3．経済事業負債	980	802
(3)貸倒引当金	△3	△3	(1)支払手形及び経済事業未払金	841	589
3．経済事業資産	3,670	3,698	(2)その他の経済事業負債	139	212
(1)受取手形及び経済事業未収金	1,202	1,186	4．設備借入金	167	210
(2)棚卸資産	506	458	5．雑負債	545	472
(3)その他の経済事業資産	1,979	2,072	(1)未払法人税等	79	21
(4)貸倒引当金	△18	△18	(2)その他の負債	466	451
4．雑資産	1,926	2,174	6．諸引当金	2,706	2,804
5．固定資産	12,873	12,716	(1)賞与引当金	241	230
(1)有形固定資産	12,848	12,686	(2)退職給付に係る負債	2,413	2,517
建物	18,094	18,207	(3)役員退職慰労引当金	31	36
機械装置	5,028	5,010	(4)ポイント引当金	19	18
土地	5,889	5,885	7．繰延税金負債	-	-
建設仮勘定	614	5	負債の部合計	309,521	302,750
その他の有形固定資産	4,197	4,105	1．組合員資本	18,396	18,295
減価償却累計額	△20,977	△20,528	(1)出資金	7,920	8,023
(2)無形固定資産	25	29	(2)資本剰余金	-	-
のれん	-	-	(3)利益剰余金	10,526	10,313
その他の無形固定資産	25	29	(4)処分未済持分	△50	△40
6．外部出資	12,675	12,675	(5)子会社の所有する親組合出資金	△0	△0
(1)外部出資	12,675	12,675	2．評価・換算差額等	205	330
7．繰延税金資産	697	599	(1)その他有価証券評価差額金	205	330
			(2)退職給付に係る調整累計額	-	-
			3．非支配株主持分	-	-
			純資産の部合計	18,602	18,625
資産の部合計	328,123	321,376	負債及び純資産の部合計	328,123	321,376

（6）連結損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	平成29年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)	平成28年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1．事業総利益	7,087	7,220
(1)信用事業収益	2,877	2,881
資金運用収益	2,530	2,600
（うち預金利息）	1,324	1,283
（うち有価証券利息）	181	191
（うち貸出金利息）	799	903
（うちその他受入利息）	225	222
役務取引等収益	117	114
その他事業直接収益	84	51
その他経常収益	144	114
(2)信用事業費用	592	508
資金調達費用	148	159
（うち貯金利息）	134	144
（うち給付補填備金繰入）	5	5
（うち譲渡性貯金利息）	-	-
（うち借入金利息）	5	5
（うちその他支払利息）	3	4
役務取引等費用	30	30
その他事業直接費用	54	-
その他経常費用	358	318
（うち貸倒引当金戻入益）	△21	△33
（うち貸出金償却）	-	-
信用事業総利益	2,285	2,373
(3)共済事業収益	2,035	2,073
共済付加収入	1,889	1,910
その他の収益	146	163
(4)共済事業費用	141	143
共済推進費及び共済保全費	51	49
その他の費用	90	94
共済事業総利益	1,894	1,930
(5)購買事業収益	9,575	9,698
購買品供給高	9,070	9,201
購買手数料	-	-
その他の収益	504	497
(6)購買事業費用	8,096	8,183
購買品供給原価	7,563	7,634
購買品供給費	321	326
その他の費用	212	222
購買事業総利益	1,478	1,515
(7)販売事業収益	944	901
販売品販売高	316	301
販売手数料	504	472
その他の収益	123	127
(8)販売事業費用	555	575
販売品販売原価	204	206
販売費	258	244
その他の費用	92	124
販売事業総利益	389	325

科　　目	平成29年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)	平成28年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
(9) その他事業収益	4,263	4,278
(10)その他事業費用	3,223	3,202
その他事業総利益	1,039	1,075
2．事業管理費	7,028	7,195
(1)人件費	5,302	5,457
(2)その他事業管理費	1,725	1,738
事　業　利　益	59	24
3．事業外収益	259	254
(1)受取雑利息	15	13
(2)受取出資配当金	152	138
(3)持分法による投資益	-	-
(4)その他の事業外収益	91	102
4．事業外費用	31	38
(1)支払雑利息	-	-
(2)持分法による投資損	-	-
(3)その他事業外費用	31	38
経　常　利　益	286	239
5．特別利益	34	287
(1)固定資産処分益	4	97
(2)その他の特別利益	29	189
6．特別損失	70	155
(1)固定資産処分損	6	59
(2)減損損失	32	4
(3)その他の特別損失	31	91
税金等調整前当期利益	250	372
法人税・住民税及び事業税	36	45
法人税等調整額	△49	76
法人税等合計	△13	121
当期利益	264	250
非支配株主に帰属する当期利益	-	-
当　期　剰　余　金	264	250

（7）連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	平成29年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)	平成28年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1．事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	250	372
減価償却費	731	734
減損損失	32	4
のれん償却額	-	-
貸倒引当金の増加額（△は減少）	△166	△46
賞与引当金の増加額（△は減少）	11	△19
退職給付に係る負債の増加額（△は減少）	△104	133
その他引当金等の増加額（△は減少）	△4	6
信用事業資金運用収益	△2,541	△2,608
信用事業資金調達費用	148	159
共済貸付金利息	△24	△29
共済借入金利息	24	29
受取雑利息及び受取出資配当金	△167	△151
支払雑利息	-	-
有価証券関係損益（△は益）	△18	△61
固定資産売却損益（△は益）	2	△38
外部出資関係損益（△は益）	-	-
持分法による投資損益（△は益）	-	-
＜信用事業活動による資産及び負債の増減＞		
貸出金の純増（△）減	△1,319	5,236
預金の純増減（△）減	△12,341	△6,306
貯金の純増減（△）	6,865	11,031
信用事業借入金の純増減（△）	△61	△185
その他信用事業資産の増（△）減	19	△14
その他信用事業負債の増減（△）	△1	△354
＜共済事業活動による資産及び負債の増減＞		
共済貸付金の純増（△）減	95	115
共済借入金の純増減（△）	△95	△113
共済資金の純増減（△）	△41	△116
未経過共済付加収入の純増減（△）	△19	△24
その他共済事業資産の増（△）減	△10	△0
その他共済事業負債の増減（△）	2	△0
＜経済事業活動による資産及び負債の増減＞		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	△16	85
経済受託債権の純増（△）減	△45	△573
棚卸資産の純増（△）減	△47	72
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	252	73
経済受託債務の純増減（△）	△95	△428
その他経済事業資産の増（△）減	138	△11
その他経済事業負債の増減（△）	21	3
＜その他の資産及び負債の増減＞		
その他資産の増（△）減	247	△1
その他負債の増減（△）	68	17
未払消費税の増減（△）	60	△27
信用事業資金運用による収入	2,531	2,598
信用事業資金調達による支出	△135	△166
共済貸付金利息による収入	37	32
共済借入金利息による支出	△26	△32
事業分量配当金の支払額	-	-
小　計	△5,742	9,391
雑利息及び出資配当金の受取額	167	151
雑利息の支払額	-	-
法人税等の支払額	22	△76
事業活動によるキャッシュ・フロー	△5,553	9,467

科　　目	平成29年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)	平成28年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
2．投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△2,951	△4,040
有価証券の売却等による収入	6,941	2,279
金銭の信託の増加による支出	-	-
金銭の信託の減少による収入	-	-
固定資産の取得による支出	△1,197	△1,637
固定資産の売却による収入	243	816
補助金の受入による収入	29	31
外部出資による支出	△0	△2,680
外部出資の売却等による収入	0	0
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	-	-
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,064	△5,231
3．財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	-	-
設備借入金の返済による支出	△43	△43
出資の増額による収入	110	109
出資の払戻しによる支出	△213	△206
持分の取得による支出	△50	△40
持分の譲渡による収入	40	45
出資配当金の支払額	△50	△58
非支配株主への配当金支払額	-	-
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	-	-
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△207	△195
4．現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5．現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△2,695	4,039
6．現金及び現金同等物の期首残高	5,853	1,814
7．現金及び現金同等物の期末残高	3,158	5,853

（8）連結注記表

【平成２９年度】

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社　１社

㈱上越コープサービス

② 非連結子会社・子法人等　１社

㈱アグリパートナー

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額にＪＡからの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

また、非連結子会社は損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連法人等　　０社

② 持分法非適用の関連法人等　１社

妙高ふるさと振興㈱

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

① 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

② 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	221,586 百万円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△218,428 百万円
現金及び現金同等物	3,158 百万円

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式　：移動平均法による原価法

② その他有価証券

1）時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2）時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品（食品・生活用品）…… 売価還元法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

購買品（上記以外）…… 最終仕入原価法による原価法
（葬祭品・福祉用具を含む）　（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

販売品…… 最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

加工品（原材料）…… 最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

加工品（その他）…… 総平均法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

㈱上越コープサービスの棚卸資産…… 最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額１０万円以上２０万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当ＪＡにおける利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

(1)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(2)数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異、過去勤務費用については、当年度に費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

ＪＡ事業の利用拡大および組合員加入の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

(6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、原則、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末に残高が無い勘定科目は、「－」で表示をしています。

3　連結貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 9,710 百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	3,828 百万円	建物附属設備	582 百万円
構築物	623 百万円	機械装置	4,225 百万円
車両・運搬具	49 百万円	器具・備品	308 百万円
土地	90 百万円		

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,000 百万円を為替決済の担保に、定期預金 2 百万円を地方公営企業法施行令第 22 条の３第２項に基づく担保に供しています。また、建物 202 百万円及び土地 76 百万円を設備借入金 167 百万円の担保に供しています。

(3) 保証債務

下記の通り、当組合は子会社(株)上越コープサービスの上越市からの建設工事請負契約に対し債務保証を行っています。

株式会社上越コープサービス　　当組合の保証額　０百万円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額

金銭債権　　123 百万円

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

(5) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち破綻先債権額は１百万円、延滞債権額は 469 百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第１項第３号のイ　から ホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、３カ月以上遅延債権額はありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は０百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、３ カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 470 百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4　連結損益計算書に係る注記

(1) 減損会計に関する注記

① グルーピングの方法と共用資産の概要

当ＪＡでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮して各支店ごとに、購買関係施設（食材店舗、カーセンター、ライフサービス、セレモニーサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

農業関連施設及び高齢者福祉施設については、ＪＡ全体のキャッシュ・フロー生成に寄与することから、また、本店については独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類
旧中郷支店	遊　休	土地
旧新井支店	遊　休	土地
十日市ｶﾝﾄﾘｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰ	事業廃止	建物、機械装置、その他の有形固定資産

③ 減損損失の認識に至った経緯

旧新井支店、旧中郷支店は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

また、十日市ｶﾝﾄﾘｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰは事業廃止決定された資産であり、他に利用する見込みもなく解体・処分する予定であることから、帳簿価額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧新井支店　：6,821 千円（土地 6,821 千円）
旧中郷支店　：　318 千円（土地 318 千円）
十日市ｶﾝﾄﾘｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰ　：25,369 千円（建物 24,066 千円、機械装置 677 千円、その他有形固定資産 625 千円）
合計　：32,509 千円（土地 7,139 千円、建物 24,066 千円、機械装置 677 千円、その他有形固定資産 625 千円）

⑤ 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法

回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は、路線価及び固定資産評価額（土地）に基づき算定しています。

5　金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品に対する取組方針

当 JA は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当 JA が保有する金融資産は、主として当 JA 管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金利情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債権、貸出金、貯金及び借入金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.21%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 246 百万円減少するものと把握しています。

変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	220,085	220,221	136
有価証券			
その他有価証券	11,649	11,649	-
貸出金(注１)	60,932		
貸倒引当金(注２)	△245		
貸倒引当金控除後	60,686	62,787	2,101
資産計	292,421	294,658	2,237
貯金	300,434	300,524	89
負債計	300,434	300,524	89

(注１)貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 27 百万円を含めています。

(注２)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額を含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資(注１)	12,675 百万円

(注１)外部出資のうち、市場価値のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
預金	203,385	8,600	8,100	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	2,000	3,500	600	603	292	4,160
貸出金(注１，２，３)	6,440	4,608	3,862	3,354	2,810	39,641
合　計	211,826	16,708	12,562	3,958	3,102	43,802

(注１)貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）840 百万円については、「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。

(注２)貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 134 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注３)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 52 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
貯金(注１)	238,767	28,998	27,075	2,362	1,948	1,282
合　計	238,767	28,998	27,075	2,362	1,948	1,282

(注１)貯金のうち、要求払貯金については、「1 年以内」に含めています。

6　有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次のとおりです。　（単位：百万円）

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	受益証券	768	658	110
	債券			
	国債	5,630	5,463	167
	地方債	1,554	1,535	18
	政府保証債	1,017	998	18
	社債	712	703	8
	小計	9,683	9,358	324
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	受益証券	1,641	1,680	△39
	債券			
	国債	－	－	－
	地方債	219	219	△0
	政府保証債	－	－	－
	社債	105	105	△0
	小計	1,965	2,005	△39
合計		11,649	11,364	284

なお、上記差額から繰延税金負債 78 百万円を差し引いた額 205 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

⑵ 当年度中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりです。

該当する事項はありません。

⑶ 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。　（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
受益証券	448	56	6
債券			
国債	3,175	84	8
地方債	－	－	－
政府保証債	182	－	11
社債	－	－	－
合計	3,806	140	26

⑷当年度中に保有目的が変更となった有価証券です。

該当する事項はありません。

⑸当年度中において、減損処理を行った有価証券

当年度中において、市場価額のない外部出資のうち、実質価額が著しく低下した「エフエム上越株式会社」に対する 1,000 千円の外部出資額について、当該実質価額とその取得価額との差額 553 千円を減損処理しています。

なお、実質価額が著しく低下した時とは、株式の実質価額が取得価額に比べて 50%以上低下した場合をいいます。

7　退職給付に関する注記

1．えちご上越農業協同組合

⑴ 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

⑵ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,940 百万円
勤務費用	281 百万円
利息費用	11 百万円
数理計算上の差異の発生額	25 百万円
退職給付の支払額	△593 百万円
期末における退職給付債務	5,666 百万円

⑶ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,436 百万円
期待運用収益	31 百万円
数理計算上の差異の発生額	△5 百万円
特定退職共済制度への拠出金	205 百万円
退職給付の支払額	△400 百万円
期末における年金資産	3,268 百万円

⑷ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,666 百万円
特定退職共済制度	△3,268 百万円
未積立退職給付債務	2,397 百万円
貸借対照表計上額純額	2,397 百万円
退職給付引当金	2,397 百万円

⑸ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	281 百万円
利息費用	11 百万円
期待運用収益	△31 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	31 百万円
合計	292 百万円

⑹ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	73%
年金保険投資	21%
現金及び預金	4%
その他	2%
合計	100%

⑺ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑻ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率　　0.00～0.89%

長期期待運用収益率　　0.92%

⑼ 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 75 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 29 年３月現在における平成 44 年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、1,066 百万円となっています。

2．株式会社上越コープサービス

⑴ 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑵ 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	14 百万円
退職給付費用	7 百万円
退職給付の支払額	－
特定退職共済制度への拠出金	△4 百万円
期末における退職給付引当金	16 百万円

⑶ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	67 百万円
特定退職共済制度	△50 百万円
未積立退職給付債務	16 百万円
退職給付引当金	16 百万円

⑷ 簡便法で計算した退職給付費用

7 百万円

⑸ 退職給付債務の計算基礎に関する事項

会計基準変更時差異の処理年数	該当なし

8　税効果会計に関する注記

⑴ 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	えちご上越農業協同組合	㈱上越コープサービス
退職給付引当金	663 百万円	5 百万円
貸倒引当金超過額	15 百万円	－ 百万円
賞与引当金	65 百万円	1 百万円
固定資産減損損失否認額	50 百万円	－ 百万円
未払費用否認額	2 百万円	0 百万円
役員退職慰労引当金	6 百万円	2 百万円
その他	25 百万円	0 百万円
繰延税金資産小計	829 百万円	9 百万円
評価性引当額	△63 百万円	－ 百万円
繰延税金資産合計（A）	765 百万円	9 百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△78 百万円	－ 百万円
その他	－ 百万円	0 百万円
繰延税金負債合計（B）	△78 百万円	0 百万円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	686 百万円	10 百万円

⑵ 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

	えちご上越農業協同組合	㈱上越コープサービス
法定実効税率	27.66%	34.30%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.61%	5.63%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.83%	－
住民税均等割等	2.73%	2.92%
税額控除	△0.58%	△4.27%
評価性引当額の増減	△38.64%	－
その他	0.72%	△5.12%
税効果会計適用後の法人税の負担率	△6.33%	33.46%

10．連結キャッシュ・フロー計算書に係る注記

⑴ 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

⑵ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	221,586 百万円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△218,428 百万円
現金及び現金同等物	3,158 百万円

【平成２８年度】

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社　１社

㈱上越コープサービス

② 非連結子会社・子法人等　１社

㈱アグリパートナー

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額にＪＡからの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

また、非連結子会社は損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連法人等　　０社

② 持分法非適用の関連法人等　１社

妙高ふるさと振興㈱

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

① 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

② 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	211,940 百万円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△206,086 百万円
現金及び現金同等物	5,853 百万円

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式　：移動平均法による原価法

② その他有価証券

1）時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2）時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品（食品・生活用品）…… 売価還元法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

購買品（上記以外）…… 最終仕入原価法による原価法

（葬祭品・福祉用具を含む）　（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

販売品…… 最終仕入原価法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

加工品（原材料）…… 最終仕入原価法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

加工品（その他）…… 総平均法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

㈱上越コープサービスの棚卸資産…… 最終仕入原価法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額１０万円以上２０万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当ＪＡにおける利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当期は租税特別措置法第 57 条の９により算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

(1)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(2)数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異、過去勤務費用については、当年度に費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

ＪＡ事業の利用拡大および組合員加入の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス･リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

(7) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末に残高が無い勘定科目は、「－」で表示をしています。

3．会計方針の変更に関する注記

(1)減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年６月 17 日）を当事業年度に適用し、平成 28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。この結果、当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ８百万円増加しています。

4．連結貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 9,692 百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	3,828 百万円	建物附属設備	580 百万円
構築物	623 百万円	機械装置	4,212 百万円
車両・運搬具	49 百万円	器具・備品	307 百万円
土地	89 百万円		

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ＡＴＭ44 件・ガス設備 186 件・施設設備 687 件・紙幣硬貨計算機 12 件・端末 190 件・農業機械 34 件・車両 693 件については、リース契約により使用しています。

(3) 担保に供している資産

定期預金 8,000 百万円を為替決済の担保に、定期預金 2 百万円を地方公営企業法施行令第 22 条の３第２項に基づく担保に供しています。また、建物 212 百万円及び土地 76 百万円を設備借入金 210 百万円の担保に供しています。

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額

金銭債権　　46 百万円

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

(5) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち破綻先債権額は 28 百万円、延滞債権額は 631 百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第１項第３号のイ　から ホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、３カ月以上遅延債権額はありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は０百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 660 百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5．連結損益計算書に係る注記
(1) 減損会計に関する注記
① グルーピングの方法と共用資産の概要
当ＪＡでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮して各支店ごとに、購買関係施設（食材店舗、カーセンター、ライフサービス、セレモニーサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
農業関連施設及び高齢者福祉施設については、ＪＡ全体のキャッシュ・フロー生成に寄与することから、また、本店については独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
② 減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要
当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類
大潟給油所	遊　休	土　地
旧南川支店	遊　休	建　物
西福島店	遊　休	建　物
旧中郷支店	遊　休	土　地

③ 減損損失の認識に至った経緯
大潟給油所、旧南川支店、西福島店、旧中郷支店は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。
④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

大潟給油所	:	194 千円	（建物 194 千円）
旧南川支店	:	35 千円	（建物 35 千円）
西福島店	:	4,225 千円	（建物 4,225 千円）
旧中郷支店	:	424 千円	（土地 424 千円）

⑤ 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法
回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は、路線価及び固定資産評価額（土地）に基づき算定しています。

6．金融商品に関する注記
1．金融商品の状況に関する事項は次のとおりです。
(1) 金融商品に対する取組方針
当 JA は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。また、制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当 JA が保有する金融資産は、主として当 JA 管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
また、営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
② 市場リスクの管理
当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金利情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
（市場リスクに係る定量的情報）
当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債権、貸出金、貯金及び借入金です。
当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 100 百万円減少するものと把握しています。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項
(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。
（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	210,472	210,570	97
有価証券			
その他有価証券	15,904	15,904	-
貸出金(注１)	59,615		
貸倒引当金(注２)	△412		
貸倒引当金控除後	59,202	61,602	2,400
資産計	285,579	288,077	2,497
貯金	293,568	293,655	86
負債計	293,568	293,655	86

(注１)貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 29 百万円を含めています。
(注２)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法
【資産】
① 預金
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
② 有価証券
債券は取引金融機関等から提示された価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっています。
③ 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額を含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。
【負債】
① 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。
貸借対照表計上額
外部出資(注１)　12,675 百万円
(注１)外部出資のうち、市場価値のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。
(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
預金	195,872	6,000	8,600	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	2,350	3,000	4,179	600	1,155	3,920
貸出金(注１，２，３)	6,550	4,621	4,226	3,402	2,884	37,489
合　計	204,772	13,621	17,006	4,002	4,039	41,409

(注１)貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）933 百万円については、「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。
(注２)貸出金のうち、３カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 355 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
(注３)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 56 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額　（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注1）	231,516	31,007	26,187	1,620	2,156	1,078
合　計	231,516	31,007	26,187	1,620	2,156	1,078

(注1)貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	受益証券	696	826	130
	債券			
	国債	8,567	8,907	340
	地方債	1,749	1,790	41
	政府保証債	998	1,030	32
	社債	602	611	9
	小計	12,614	13,167	553
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	受益証券	1,597	1,532	△64
	債券			
	国債	701	686	△14
	地方債	238	236	△1
	政府保証債	193	180	△13
	社債	102	100	△2
	小計	2,833	2,737	△96
合計		15,448	15,904	456

なお、上記差額から繰延税金負債126百万円を差し引いた額330百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりです。

該当する事項はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。　（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
受益証券	303	17	-
債券			
国債	648	48	-
地方債	201	1	-
政府保証債	402	2	-
合計	1,555	69	-

(4)当年度中に保有目的が変更となった有価証券です。

該当する事項はありません。

8. 退職給付に関する注記

1 えちご上越農業協同組合

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	6,160百万円
勤務費用	279百万円
利息費用	10百万円
数理計算上の差異の発生額	100百万円
退職給付の支払額	△609百万円
期末における退職給付債務	5,940百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,617百万円
期待運用収益	35百万円
数理計算上の差異の発生額	△1百万円
特定退職共済制度への拠出金	208百万円
退職給付の支払額	△422百万円
期末における年金資産	3,436百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,940百万円
特定退職共済制度	△3,436百万円
未積立退職給付債務	2,503百万円
貸借対照表計上額純額	2,503百万円
退職給付引当金	2,503百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	279百万円
利息費用	10百万円
期待運用収益	△35百万円
数理計算上の差異の費用処理額	102百万円
合計	357百万円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	74%
年金保険投資	19%
現金及び預金	6%
その他	1%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00～0.87%
長期期待運用収益率	0.97%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金70百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成28年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、1,099百万円となっています。

2 株式会社上越コープサービス

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	17百万円
退職給付費用	6百万円
退職給付の支払額	△3百万円
特定退職共済制度への拠出金	△6百万円
期末における退職給付引当金	14百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	60百万円
特定退職共済制度	△46百万円
未積立退職給付債務	14百万円
退職給付引当金	14百万円

(4) 簡便法で計算した退職給付費用

6百万円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

会計基準変更時差異の処理年数	該当なし

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	えちご上越農業協同組合	㈱上越コープサービス
退職給付引当金	692百万円	4百万円
貸倒引当金超過額	37百万円	- 百万円
賞与引当金	62百万円	1百万円
固定資産減損損失否認額	45百万円	- 百万円
未払費用否認額	10百万円	0百万円
役員退職慰労引当金	8百万円	2百万円
その他	20百万円	0百万円
繰延税金資産小計	877百万円	8百万円
評価性引当額	△160百万円	- 百万円
繰延税金資産合計（A）	717百万円	8百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△126百万円	- 百万円
その他	-	△0百万円
繰延税金負債合計（B）	△126百万円	△0百万円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	591百万円	8百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

	えちご上越農業協同組合	㈱上越コープサービス
法定実効税率	27.66%	34.90%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.86%	3.08%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.53%	-
住民税均等割等	1.82%	1.84%
税額控除	△1.49%	-
評価性引当額の増減	2.34%	-
その他	△0.37%	0.94%
税効果会計適用後の法人税の負担率	31.29%	40.16%

10. 連結キャッシュ・フロー計算書に係る注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	211,940百万円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△206,086百万円
現金及び現金同等物	5,853百万円

（9）連結剰余金計算書　（単位：百万円）

科　　目	29 年度	28 年度
（資本剰余金の部）		
1　資本剰余金期首残高	-	-
2　資本剰余金増加高	-	-
3　資本剰余金減少高	-	-
4　資本剰余金期末残高	-	-
（利益剰余金の部）		
1　利益剰余金期首残高	10,313	10,121
2　利益剰余金増加高	264	250
当期剰余金	264	250
3　利益剰余金減少高	50	58
配当金	50	58
4　利益剰余金期末残高	10,526	10,313

（10）連結ベースのリスク管理債権残高　（単位：百万円）

区　　分	29 年度	28 年度	増　　減
破綻先債権額	1	28	△26
延滞債権額	469	631	△162
3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	0	0	△0
合　　計	470	660	△189

（注）1．破綻先債権
　元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2．延滞債権
　未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
3．3ヵ月以上延滞債権
　元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
4．貸出条件緩和債権
　債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

（11）連結ベースの事業別経常収益等　（単位：百万円）

区　分	項　目	29 年度	28 年度
信用事業	事業収益	2,877	2,881
	経常利益	368	440
	資産の額	295,302	288,435
共済事業	事業収益	2,035	2,073
	経常利益	649	648
	資産の額	978	1,076
農業関連事業	事業収益	6,322	6,626
	経常利益	△196	△231
	資産の額	―	―
生活その他事業	事業収益	8,364	8,158
	経常利益	52	28
	資産の額	―	―

区　分	項　目	29 年度	28 年度
営農指導事業	事業収入	96	92
	経常利益	△587	△647
	資産の額	―	―
合　計	事業収益	19,696	19,833
	経常利益	286	239
	資産の額	328,123	321,376

（注）上記の資産の額（合計）は連結貸借対照表上の総資産額です。信用事業、共済事業のみ資産の額を記載しています。

2　連結自己資本の充実の状況

連結自己資本比率の状況

平成 30 年２月末における連結自己資本比率は、15.75%となりました。

当ＪＡの自己資本は、組合員からの普通出資金によっています。

◇　普通出資による資本調達手段

項　　目	内　　容
発行主体	えちご上越農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7,920 百万円（前年度 8,023 百万円）

自己資本比率の算出に際しては、「自己資本比率算出要領」「自己資本比率算出事務手続」に則り算出しており、信用リスク、オペレーショナル・リスクの適正管理、内部留保の積み上げなどにより、自己資本の充実に努めています。

１９年度以降、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、経営の健全性維持・強化を図っています。

（1）自己資本の構成に関する事項

項　　目	29 年度	経過措置による不算入額	28 年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目　（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	18,343		18,244	
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,920		8,023	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	10,526		10,313	
うち、外部流出予定額　（△）	52		50	
うち、上記以外に該当するものの額	△50		△40	
コア資本に算入される評価・換算差額等	-		-	
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	211		205	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	211		205	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）	18,554		18,450	
コア資本にかかる調整項目　（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	11	7	8	12
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	7	8	12
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-

項　　目	29年度	経過措置による不算入額	28年度	経過措置による不算入額
特定項目に係る10%基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	11		8	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	18,543		18,441	
リスク・アセット等　（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	103,281		96,793	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△9,807		△13,566	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	7		12	
うち、繰延税金資産	－		－	
うち、退職給付に係る資産	－		－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△9,814		△13,579	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－		－	
うち、上記以外に該当するものの額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,400		14,693	
信用リスク・アセット調整額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	117,681		111,486	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.75%		16.54%	

（注）1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）基づき算出しています。
2．当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3．当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

（2）自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット		29 年度			28 年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a × 4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a × 4%
	我が国の中央政府および中央銀行向け	5,487	-	-	9,313	-	-
	我が国の地方公共団体向け	7,858	-	-	6,378	-	-
	地方公共団体金融機構向け	200	-	-	301	-	-
	我が国の政府関係機関向け	800	-	-	893	-	-
	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関および第一種金融商品取引業者向け	222,049	44,409	1,776	212,000	42,400	1,696
	法人等向け	2,205	355	14	2,235	203	8
	中小企業等向けおよび個人向け	4,547	2,443	97	4,108	2,073	82
	抵当権付住宅ローン	356	114	4	353	112	4
	不動産取得等事業向け	2,253	2,191	87	2,208	2,152	86
	三月以上延滞等	97	114	4	351	176	7
	信用保証協会等保証付	41,260	4,052	162	42,153	4,142	165
	共済約款貸付	980	-	-	1,078	-	-
	出資等	2,466	2,466	98	2,465	2,465	98
	他の金融機関等の対象資本調達手段	14,242	35,606	1,424	14,242	35,606	1,424
	特定項目のうち調整項目に算入されないもの	787	1,946	77	738	1,846	73
	複数の資産を裏付けとする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	2,138	687	27	2,269	470	18
	証券化	-	-	-	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの	-	△9,807	△392	-	△13,566	△542
	上記以外	20,195	18,675	747	20,056	18,571	742
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		327,928	103,256	4,130	321,150	96,656	3,866
ＣＶＡリスク相当額÷8%		-	1	0	-	1	0
中央清算機関関連エクスポージャー		27	0	0	0	0	0
信用リスク・アセットの額の合計額		327,956	103,258	4,130	321,150	96,658	3,866

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除した額　a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除した額　a	所要自己資本額 b=a×4%
	14,400	576	14,693	587
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%
	117,659	4,706	111,352	4,454

（注）1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3.「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

4.「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7.「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜ オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（3）信用リスクに関する事項
① リスク管理の方法及び手続の概要
当連結グループでは、ＪＡ以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。ＪＡの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（9～11 ページ）をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項
当連結グループでは、連結自己資本比率算出にかかる信用リスク･アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

ⅰ 格付等の使用
リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用していません。
適格格付機関
- 株式会社格付投資情報センター(Ｒ＆Ｉ)
- 株式会社日本格付研究所(ＪＣＲ)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Ｍｏｏｄｙ’ｓ)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ(Ｓ＆Ｐ)
- フィッチレーティングスリミテッド(Ｆｉｔｃｈ)

※リスク･ウエイトとは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

ⅱ リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下に定めるとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区　分			29年度				28年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人		農業	650	650	-	-	583	583	-	-
		林業	-	-	-	-	-	-	-	-
		水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
		製造業	33	33	-	-	30	30	-	-
		鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
		建設・不動産業	30	30	-	0	33	33	-	-
		電気・ガス・熱供給・水道業	205	-	205	-	-	-	-	-
		運輸・通信業	1,105	-	1,105	-	1,200	-	1,200	-
		金融・保険業	226,384	4,534	501	-	216,435	4,033	702	-
		卸売・小売・飲食・サービス業	1,703	1,703	-	-	1,931	1,931	-	-
		日本国政府・地方公共団体	13,345	6,100	7,244	-	15,692	4,389	11,303	-
		上記以外	761	759	-	3	749	746	-	4
	個人		47,206	47,194	-	93	47,960	47,952	-	347
	その他		36,657	60	-	-	36,658	29	-	-
業種別残高計			328,085	61,068	9,057	97	321,276	59,729	13,206	351
1年以下			208,554	1,960	2,006		201,384	1,978	2,358	
1年超3年以下			24,057	3,182	4,114		25,335	3,556	7,126	
3年超5年以下			3,166	2,864	301		5,355	3,847	1,507	
5年超7年以下			2,310	2,099	210		2,049	1,946	103	
7年超10年以下			4,763	4,233	530		3,438	3,005	433	
10年超			47,153	45,259	1,893		45,225	43,549	1,676	
期限の定めのないもの			38,079	1,468	-		38,621	1,848	-	
残存期間別残高計			328,085	61,068	9,057		321,410	59,731	13,206	

（注）1．当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っており、地域別の区分は省略しています。
2．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
3．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
4．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区　分	29年度					28年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	205	211	-	205	211	223	205	-	223	205
個別貸倒引当金	229	57	145	84	57	259	229	11	247	229

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額　（単位：百万円）

区分		29年度 期首残高	期中増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末残高	貸出金償却	28年度 期首残高	期中増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末残高	貸出金償却
法人	農業			－		－	－			－		－	－
	林業	－		－	－	－	－	－		－	－	－	－
	水産業	－		－	－	－	－	－		－	－	－	－
	製造業	－		－	－	－	－	－		－	－	－	－
	鉱業	－		－	－	－	－	－		－	－	－	－
	建設・不動産業	－		－		－	－	－		－		－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－		－	－	－	－	－		－	－	－	－
	運輸・通信業	－		－	－	－	－	－		－	－	－	－
	金融・保険業	－		－	－	－	－	－		－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	上記以外	5	4	－	4	4	－	5	5	－	5	5	－
個人		223	53	145	80	53	－	253	223	11	242	223	－
業種別計		229	57	145	84	57	－	253	223	11	242	223	－

（注）当ＪＡでは国内の限られたエリアで事業活動を行っており、地域別の区分は省略しています。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高　（単位：百万円）

		29年度 格付あり	格付なし	計	28年度 格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	－	21,321	21,321	－	24,584	24,584
	リスク・ウェイト 2%	－	27	27	－	0	0
	リスク・ウェイト 4%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウエイト 10%	－	40,537	40,537	－	41,428	41,428
	リスク・ウエイト 20%	－	222,625	222,625	－	212,566	212,566
	リスク・ウエイト 35%	－	346	346	－	343	343
	リスク・ウエイト 50%	511	555	1,066	407	715	1,123
	リスク・ウエイト 75%	－	2,934	2,934	－	2,486	2,486
	リスク・ウエイト 100%	100	27,928	28,028	－	27,861	27,861
	リスク・ウエイト 150%	－	75	75	－	7,622	7,622
	リスク・ウェイト 200%	－	7,529	7,529	－	－	－
	リスク・ウェイト 250%	－	3,470	3,470	－	3,406	3,406
	その他	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイト 1250%		－	－	－	－	－	－
計		611	327,353	327,964	407	320,882	321,289

（注）1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3．経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4．1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

（4）信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府など、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

「貸出金と自組合貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額　（単位：百万円）

区　分	29 年度		28 年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	200	－	301
我が国の政府関係機関向け	－	800	－	893
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－
中小企業等向けおよび個人向け	170	623	279	528
抵当権住宅ローン	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－
三月以上延滞等	－		－	
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－
合　計	170	1,624	279	1,724

（注）1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2.「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

3.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

①派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

【29 年度】

与信相当額の算出に用いる方式：カレント・エクスポージャー方式　（単位：百万円）

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債券	その他	
①外国為替関連取引	3	6	－	－	－	6
②金利関連取引	－	－	－	－	－	－
③金関連取引	－	－	－	－	－	－
④株式関連取引	－	17	－	－	－	17
⑤貴金属（金を除く）関連取引	－	－	－	－	－	－
⑥その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
⑦クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	3	24	－	－	－	24
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果（△）		－				－
合計	3	24	－	－	－	24

【28 年度】

与信相当額の算出に用いる方式：カレント・エクスポージャー方式　（単位：百万円）

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債券	その他	
①外国為替関連取引	3	4	－	－	－	4
②金利関連取引	－	－	－	－	－	－
③金関連取引	－	－	－	－	－	－
④株式関連取引	－	1	－	－	－	1
⑤貴金属（金を除く）関連取引	－	－	－	－	－	－
⑥その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
⑦クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	3	6	－	－	－	6
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果（△）		－				－
合計	3	6	－	－	－	6

②与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

【29 年度】、【28 年度】ともに、該当する取引はありません。

③信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

【29 年度】、【28 年度】ともに、該当する取引はありません。

（6）証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

（7）オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。

① リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、事務・システム・人的・リーガル・有形資産などといった個々のリスクからなるものです。

当ＪＡでは、理事長以下、常勤役員及び関係部署長で構成する総合リスク管理委員会において、個々のリスクの管理を行っています。

② オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

「基礎的手法」とは、１年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近３年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、１年間の粗利益は、事業総利益から国債等債券売却益・償還益、信用事業に係るその他経常収益及び信用事業以外の事業に係るその他収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、信用事業に係るその他経常費用及び信用事業以外の事業に係るその他費用を加算して算出します。

（８）出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に連結貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析のほか、毎月定期的な連絡会議を行うなど適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会などへの参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会などの財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更などがあれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価　（単位：百万円）

	29 年度		28 年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	－	－	－	－
非上場	2,466	2,466	2,465	2,465
合　　計	2,466	2,466	2,465	2,465

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは連結貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益　（単位：百万円）

29 年度			28 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	0	－	－	－

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）　（単位：百万円）

29 年度		28 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

評価益・評価損ともに発生していません。

（9）金利リスクに関する事項

連結グループの金利リスクの算定方法は、ＪＡの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- 当ＪＡでは、パーセンタイル値にて金利リスク量を算出しています。具体的には、過去５年間の金利変動において、上昇幅の大きかったほうから数えて１%目の変動（99%タイル値）を金利リスク量として毎月算出しています。
- 要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5 年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5 年）リスク量を算定しています。
- 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

  金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

  算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにＡＬＭ委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額　（単位：百万円）

	29 年度	28 年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	422	215

財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1．私は、当ＪＡの平成 29 年３月１日から平成 30 年２月 28 日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2．この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

⑴ 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

⑵ 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

⑶ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成　30 年　６月　27 日

えちご上越農業協同組合

代表理事理事長　　藤山　作次

ＪＡの概要

1　機構図（平成３０年３月１日現在）

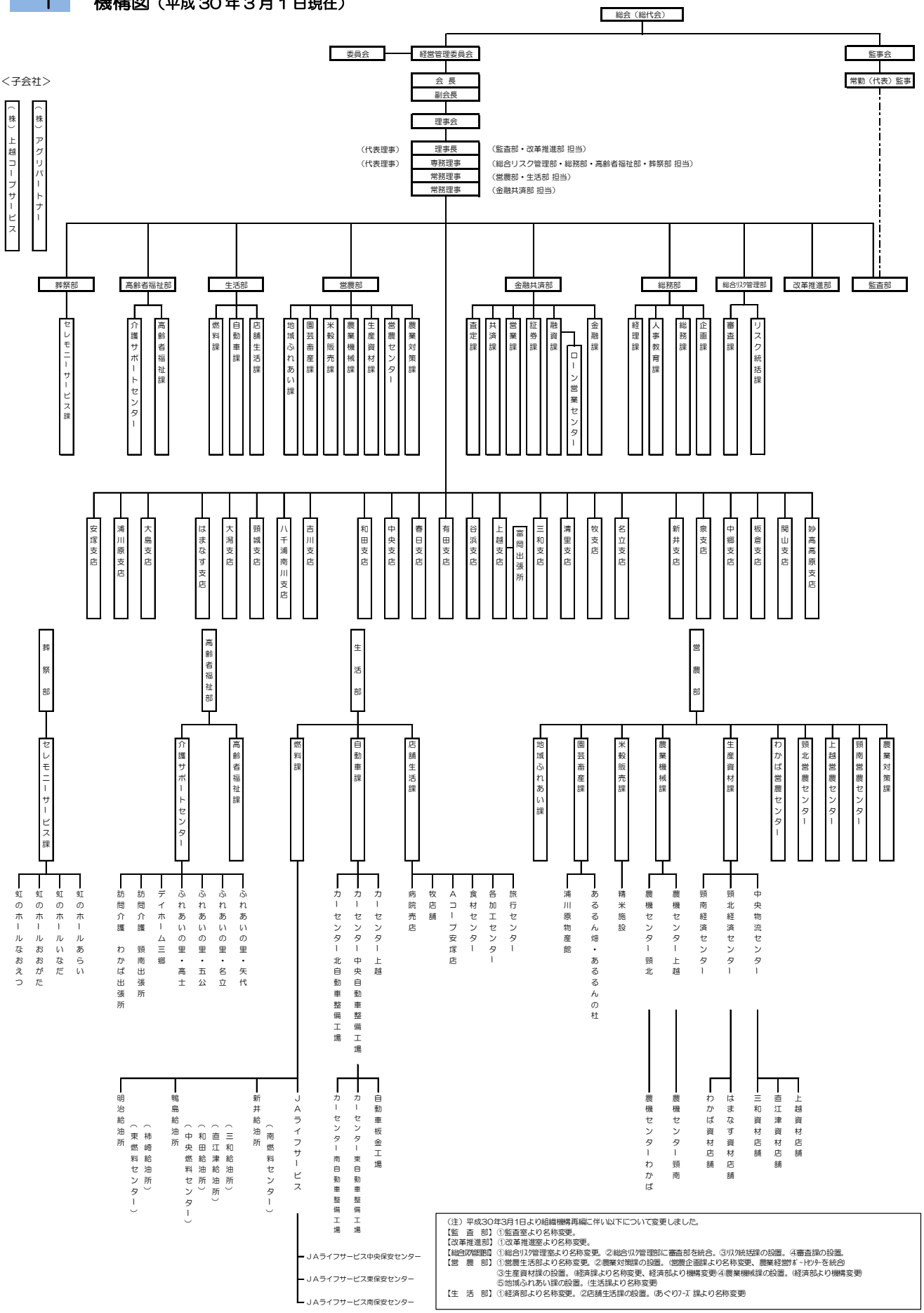

（注）平成30年3月1日より組織機構再編に伴い以下について変更しました。
【監　査　部】①監査室より名称変更。
【改革推進部】①改革推進室より名称変更。
【総合ﾘｽｸ管理部】①総合ﾘｽｸ管理室より名称変更。②総合ﾘｽｸ管理部に審査部を統合。③ﾘｽｸ統括課の設置。④審査課の設置。
【営　農　部】①営農生活部より名称変更。②農業対策課の設置。（営農企画課より名称変更、農業経営ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰを統合）
③生産資材課の設置。（経済課より名称変更、経済部より機構変更）④農業機械課の設置。（経済部より機構変更）
⑤地域ふれあい課の設置。（生活課より名称変更）
【生　活　部】①経済部より名称変更。②店舗生活課の設置。（あぐりﾌｰｽﾞ課より名称変更）

2　役員構成

（平成 30 年 2 月 28 日現在）

役職	氏名
経営管理委員会　会長	青木　克明
経営管理委員	遠藤　義雄
経営管理委員	丸山　貞作
経営管理委員	三上　治平
経営管理委員	小林　正
経営管理委員	青山　俊子
経営管理委員	早津　修一
経営管理委員	佐藤　文夫
経営管理委員	丸山　富一郎
経営管理委員	西山　喜美江
経営管理委員	古川　一広
経営管理委員	岡田　豊彦
経営管理委員	丸山　新
経営管理委員	塩坪　貞雄
経営管理委員	西山　学
経営管理委員	池亀　善男
経営管理委員	山本　幸代
経営管理委員	渡邊　正良
経営管理委員	峯村　弘
経営管理委員	渡部　隆吉
経営管理委員	綿貫　孝子
経営管理委員	吉越　春男

役職	氏名
経営管理委員	吉田　悟
経営管理委員	川村　康夫
経営管理委員	笠原　浩一
経営管理委員	笹原　茂
経営管理委員	飯田　英人
経営管理委員	渡邊　清
経営管理委員	保倉　一敏
経営管理委員	野呂　和男
経営管理委員	長井　幸夫
経営管理委員	金井　茂康
経営管理委員	中村　誠
経営管理委員	武田　敏一
経営管理委員	加藤　謙太郎
経営管理委員	秋山　利夫
代表理事理事長	藤山　作次
代表理事専務理事	羽深　真一
常務理事	石山　忠雄
常務理事	髙山　孝次
常勤（代表）監事	伊倉　勝
監事	武田　良一
監事（員外）	峰村　義和

3　組合員数

（単位：人、団体）

資格区分			前期末（平成 29 年 2 月 28 日）	当期加入	当期脱退					当期末（平成 30 年 2 月 28 日）	増減
					持分全部の譲渡	資格喪失	死亡または解散	除名	計		
正組合員		個人（うち女性）	18,000 (2,812)	187 (58)	273 (55)	47 (10)	296 (42)	- (-)	616 (107)	17,571 (2,763)	△429 (△49)
正組合員	法人	農事組合法人	109	3	-	-	-	-	-	112	3
正組合員	法人	その他の法人	58	3	-	-	-	-	-	61	3
小計			18,167	193	273	47	296	-	616	17,744	△423
准組合員		個人（うち女性）	21,614 (6,443)	611 (267)	271 (77)	37 (12)	234 (79)	- (-)	542 (168)	21,683 (6,542)	69 (99)
准組合員		農業協同組合	1	-	-	-	-	-	-	1	0
准組合員		農事組合法人	2	-	1	-	-	-	1	1	△1
准組合員		その他の団体	1,042	5	1	-	7	-	8	1,039	△3
小計			22,659	616	273	37	241	-	551	22,724	65
合計			40,826	809	546	84	537	-	1,167	40,468	△358

4　組合員組織の状況

（平成 30 年 2 月 28 日現在）

組織名	構成員数
農家組合（905 組織）	19,959 人
青年部	
安塚地区青年部	22 人
浦川原地区青年部	20 人
大島青年部	16 人
大潟地区青年部	15 人
頸城地区青年部	18 人
吉川地区青年部	12 人
高田地区青年部	144 人
直江津地区青年部	47 人
上越地区青年部	10 人
三和地区青年部	13 人
清里地区青年部	19 人
牧地区青年部	25 人
名立青壮年部	15 人
新井青年部	25 人
板倉地区青年部	44 人
女性部	
ＪＡえちご上越女性部（4 支部 32 組織）	1,794 人
年金友の会（20 組織）	23,742 人
助けあい組織	
ＪＡえちご上越助けあい組織	184 人
生産組織連絡協議会	
ＪＡえちご上越農業生産組織連絡協議会	2,598 人
園芸	
ＪＡえちご上越花卉部会	16 人
ＪＡえちご上越いちじく部会	13 人
ＪＡえちご上越自然薯部会	44 人
ＪＡえちご上越アスパラ菜部会	38 人
ＪＡえちご上越あるるん畑利用組合	753 人
ＪＡえちご上越浦川原物産館利用組合	240 人
園芸関係部会（22 組織）	831 人
稲作	
頸北地区稲作部会等（9 組織）	494 人
上越地区稲作部会（13 支部）	241 人
採種	
新井水稲採種部会	47 人
清里水稲採種組合	13 人
JA えちご上越大豆採種組合	3 人
畜産	
酪農部会	16 人
肉用牛部会	19 人
養豚部会	3 人
大豆・そば組織	414 人

（注）当ＪＡの組合員組織を記載しています。

5　特定信用事業代理業者の状況

代理業者はありません。

6　地区一覧

新潟県上越市・妙高市（２市）

7　沿革・あゆみ

年　月		できごと
昭和 61 年	１月	新潟県「広域ＪＡ合併構想」が策定される
平成　９年	６月	上越地区連絡協で「上越地区一円広域ＪＡ合併取組方針」を確認
	９月	「上越地区広域ＪＡ合併研究会」を設立
平成 10 年	４月	総代会提出中間報告資料として研究資料第１号を発行
平成 11 年	１月	研究資料第２号を発行し集落座談会の意見を集約
	５月	研究資料第３号「合併Ｑ＆Ａ」を発行
	７月	合併協議会設立
	９月	研究資料第４号発行
	11 月	新ＪＡ名「えちご上越」に決定
平成 12 年	１月	研究資料第５号発行。同年１月～２月財務確認調査・監査実施
	３月	市町村長立ち会いのもとに合併予備調印式を挙行
	５月	合併（臨時）総会にて７ＪＡが合併を議決 上越市藤巻のＪＡ上越会館を新ＪＡの本店とする
平成 13 年	３月	「ＪＡえちご上越」が発足
平成 16 年	５月	第３回 通常総代会にて「経営管理委員会制度」の導入、 「ＪＡ改革」（26 支店構想等）を議決
	11 月	10 支店・２出張所を８支店（安塚・谷浜・三和・清里・牧・板倉・関山・妙高高原）に統合
平成 17 年	５月	第４回 通常総代会にて経営管理委員 36 名を選任、 経営管理委員会制度の導入開始
	11 月	11 支店・５出張所・１店を５支店（はまなす・頸城・上越・新井・泉）に統合
平成 18 年	11 月	６支店・３出張所を５支店（吉川・和田・中央・春日・有田）に統合
平成 19 年	２月	３支店・１店を２支店（八千浦南川・名立）に統合
平成 20 年	５月	第７回 通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 23 年	５月	第 10 回 通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 24 年	３月	「ＪＡえちご上越　総合ポイント制度」の導入
平成 26 年	１月	ＪＡえちご上越マスコットキャラクター「えこもりん」の誕生
	５月	第 13 回 通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 28 年	７月	地産地消複合直売施設『あるるんの杜』の開店
平成 29 年	５月	第 16 回 通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 30 年	４月	『上越あるるん村』（あるるん畑、あるるんの杜、あるるんの海）の開店

8　店舗等のご案内

（平成 30 年３月１日 現在）

店舗名	住　　所	電話番号	ＡＴＭ台数
本店	上越市藤巻５番 30 号	025-527-2001	1

【上越地域】

店舗名	住　　所	電話番号	ＡＴＭ台数
和田支店	上越市大和２丁目４番 30 号	025-524-2701	1
中央支店	上越市大字上中田９９０番地	025-524-3930	1
春日支店	上越市春日山町３丁目３番１７号	025-523-2885	1
有田支店	上越市春日新田５丁目３番３０号	025-543-2661	2
谷浜支店	上越市大字有間川 465 番地１	025-546-2331	－

上越支店	上越市大字長面９４番地１	025-524-6736	2
富岡出張所	上越市大道福田 615 番地	025-523-5330	―
三和支店	上越市三和区野８２０番地	025-532-2311	1
清里支店	上越市清里区荒牧１０６８番地１	025-528-3131	1
牧支店	上越市牧区柳島８０３番地	025-533-6121	1
名立支店	上越市名立区名立大町 4211 番地	025-537-2211	1

【わかば地域】

店舗名	住　　所	電話番号	ＡＴＭ台数
安塚支店	上越市安塚区安塚２５４４番地	025-592-2019	1
浦川原支店	上越市浦川原区顕聖寺１９５番地１	025-599-2331	1
大島支店	上越市大島区岡３３２０番地２２	025-594-3346	1

【頸北地域】

店舗名	住　　所	電話番号	ＡＴＭ台数
はまなす支店	上越市柿崎区柿崎３３３７番地１	025-536-2283	1
大潟支店	上越市大潟区土底浜３０３５番地の１	025-534-3121	1
頸城支店	上越市頸城区百間町３１０番地の２	025-530-2321	1
八千浦南川支店	上越市頸城区上吉１９４番地５	025-531-0717	1
吉川支店	上越市吉川区片田１５００番地	025-548-2323	1

【頸南地域】

店舗名	住　　所	電話番号	ＡＴＭ台数
新井支店	妙高市朝日町１丁目７番９号	0255-72-2260	2
泉支店	妙高市大字下濁川１８４６番地１	0255-75-2322	―
中郷支店	上越市中郷区二本木１３７２番地１	0255-74-2033	1
板倉支店	上越市板倉区針８８１番地４	0255-78-2311	1
関山支店	妙高市大字関山１１８５番地	0255-82-2002	1
妙高高原支店	妙高市大字田口２９１番地	0255-86-3121	1

【店外ＡＴＭ】

名　称	住　　所	ＡＴＭ台数
上越ウィングＳCATM コーナー	上越市大字富岡 539 番地２	1
上越総合病院 ATM コーナー	上越市大道福田 616 番地	1
なおえつ保倉店 ATM コーナー	上越市大字上名柄 731 番地１	1
ローン営業センターATM コーナー	上越市鴨島１丁目５番 51 号	1
旧柿崎支店 ATM コーナー	上越市柿崎区柿崎 6332 番地１	1
けいなん総合病院 ATM コーナー	妙高市田町２丁目４番７号	1
新井ＳCATM コーナー	妙高市栗原４丁目７番 11 号	1

＜組合単体開示項目　農業協同組合施行規則第 204 条関係＞

開示項目	
概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	P82
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	P83
○事務所の名称及び所在地	P85～86
○特定信用事業代理業者に関する事項	P85
主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	P17～22
主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	P 2
○直近の５事業年度における主要な業務の状況	P34
・経営収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	P34
・経常利益又は経常損失	P34
・当期剰余金又は当期損失金	P34
・出資金及び出資口数	P34
・純資産額	P34
・総資産額	P34
・貯金等残高	P34
・貸出金残高	P34
・有価証券残高	P34
・単体自己資本比率	P34
・剰余金の配当の金額	P34
・職員数	P34
○直近の２事業年度における事業の状況	
◇主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗収益及び事業粗利益率	P34
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	P34
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	P35
・受取利息及び支払利息の増減	P35
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	P47
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	P47
◇貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	P36
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	P36
◇貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	P36
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	P36
・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	P37
・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	P37
・主要な農業関係の貸出実績	P38
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	P37
・貯貸率の期末値及び期中平均値	P47
◇有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	P41
・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高	P41
・有価証券の種類別の平均残高	P41
・貯証率の期末値及び期中平均値	P47
業務の運営に関する事項	
○地域密着型金融への取組み	P 8
○リスク管理の体制	P 9～11
○法令遵守の体制	P11
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	P15～16
組合の直近の２事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	P23～24,31
○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破綻先債権に該当する貸出金	P38
・延滞債権に該当する貸出金	P38
・３ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	P38
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	P38
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	P39
○自己資本の充実の状況	P16
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	P42
・金銭の信託	P42
・デリバティブ取引	
・金融等デリバティブ取引	P42
・有価証券店頭デリバティブ取引	P42
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	P40
○貸出金償却の額	P40

＜連結（組合及び子会社等）に関する開示項目　農業協同組合施行規則第 205 条関係＞

開示項目	
組合及びその子会社等の概況	
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	P58
○組合の子会社等に関する事項	
・名称	P58
・主たる営業所又は事務所の所在地	P58
・資本金又は出資金	P58
・事業の内容	P58
・設立年月日	P58
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	P58
・組合の１子会社等以外の子会社等が有する当該１の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	P58
組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
○直近の事業年度における事業の概況	P58
○直近の５連結会計年度における主要な業務の状況	
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	P59
・経常利益又は経常損失	P59
・当期利益又は当期損失	P59
・純資産額	P59
・総資産額	P59
・連結自己資本比率	P59
直近の２連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	P60～61,69
○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破綻先債権に該当する貸出金	P69
・延滞債権に該当する貸出金	P69
・３ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	P69
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	P69
○自己資本の充実の状況	P70
○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	P69～70

＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞

単体における事業年度の開示事項

○定性的開示事項

・自己資本調達手段の概要	P17
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	P17
・信用リスクに関する事項	P9～11,51
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	P54
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	P55
・証券化エクスポージャーに関する事項	P55
・オペレーショナル・リスクに関する事項	P10～11
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	P55～56
・金利リスクに関する事項	P56～57

○定量的開示事項

・自己資本の構成に関する事項	P48～49
・自己資本の充実度に関する事項	P50～51
・信用リスクに関する事項	P51～52
・信用リスク削減手法に関する事項	P54
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	P55
・証券化エクスポージャーに関する事項	P55
・出資その他これに類するエクスポージャー関する事項	P55～56
・金利リスクに関して組合が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	P56～57

連結における事業年度の開示事項

○定性的開示事項

・連結の範囲に関する事項	P58
・自己資本調達手段の概要	P70
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	P70
・信用リスクに関する事項	P74
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	P77
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	P78
・証券化エクスポージャーに関する事項	P78
・オペレーショナル・リスクに関する事項	P78～79
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	P79～80
・金利リスクに関する事項	P80

○定量的開示事項

・連結に含まれない金融子会社等で規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	-
・自己資本の構成に関する事項	P71～72
・自己資本の充実度に関する事項	P73～74
・信用リスクに関する事項	P74～76
・信用リスク削減手法に関する事項	P77
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	P78
・証券化エクスポージャーに関する事項	P78
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	P79～80
・金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	P80

えちご上越農業協同組合
〒943-0817 新潟県上越市藤巻5番30号
TEL 025－527－2001
http://www. ja-echigojoetsu.or.jp
平成30年6月発行